有価証券報告書

（証券取引法第24条第１項に基づく報告書）

事業年度　　自　平成18年３月１日
（第25期）　　至　平成19年２月28日

ポケットカード株式会社

東京都港区芝一丁目５番９号

(941234)

目次

頁

表紙
第一部　企業情報 …… 1
　第１　企業の概況 …… 1
　　１　主要な経営指標等の推移 …… 1
　　２　沿革 …… 3
　　３　事業の内容 …… 4
　　４　関係会社の状況 …… 6
　　５　従業員の状況 …… 6
　第２　事業の状況 …… 7
　　１　業績等の概要 …… 7
　　２　営業実績 …… 9
　　３　対処すべき課題 …… 13
　　４　事業等のリスク …… 13
　　５　経営上の重要な契約等 …… 15
　　６　研究開発活動 …… 15
　　７　財政状態及び経営成績の分析 …… 16
　第３　設備の状況 …… 18
　　１　設備投資等の概要 …… 18
　　２　主要な設備の状況 …… 18
　　３　設備の新設、除却等の計画 …… 19
　第４　提出会社の状況 …… 20
　　１　株式等の状況 …… 20
　　２　自己株式の取得等の状況 …… 24
　　３　配当政策 …… 25
　　４　株価の推移 …… 25
　　５　役員の状況 …… 26
　　６　コーポレート・ガバナンスの状況 …… 29
　第５　経理の状況 …… 35
　　財務諸表等 …… 36
　第６　提出会社の株式事務の概要 …… 68
　第７　提出会社の参考情報 …… 69
　　１　提出会社の親会社等の情報 …… 69
　　２　その他の参考情報 …… 69

第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 70

監査報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年５月28日
【事業年度】	第25期（自　平成18年３月１日　至　平成19年２月28日）
【会社名】	ポケットカード株式会社
【英訳名】	POCKET CARD CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　都筑　誠
【本店の所在の場所】	東京都港区芝一丁目５番９号
【電話番号】	（０３）５４４１－１９２４
【事務連絡者氏名】	経理部長　　池田　一彦
【最寄の連絡場所】	東京都港区芝一丁目５番９号
【電話番号】	（０３）５４４１－１９２４
【事務連絡者氏名】	経理部長　　池田　一彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成15年２月	平成16年２月	平成17年２月	平成18年２月	平成19年２月
営業収益　（百万円）	33,112	32,859	33,534	35,898	38,829
経常利益　（百万円）	7,239	4,724	7,239	8,330	6,377
当期純利益　（百万円）	3,714	2,521	3,688	4,481	1,248
持分法を適用した場合の投資利益　（百万円）	―	―	―	―	―
資本金　（百万円）	11,020	11,268	11,268	11,268	11,268
発行済株式総数　（株）	30,380,222	30,380,222	30,135,222	30,135,222	60,270,444
純資産額　（百万円）	41,804	43,681	46,945	50,536	49,414
総資産額　（百万円）	147,142	136,440	157,811	177,246	203,678
１株当たり純資産額　（円）	1,407.75	1,461.33	1,558.06	1,677.27	834.68
１株当たり配当額　（円） （内１株当たり中間配当額）　（円）	25.00 (15.00)	25.00 (12.50)	25.00 (12.50)	32.00 (15.00)	17.00 (8.50)
１株当たり当期純利益金額　（円）	122.49	84.33	123.36	148.74	20.98
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率　（%）	28.4	32.0	29.7	28.5	24.3
自己資本利益率　（%）	9.1	5.9	8.1	9.1	2.5
株価収益率　（倍）	6.1	12.0	15.4	8.7	33.0
配当性向　（%）	20.4	29.6	20.3	21.5	81.0
営業活動によるキャッシュ・フロー　（百万円）	12,427	5,684	△19,317	△20,588	△22,137
投資活動によるキャッシュ・フロー　（百万円）	△1,181	△940	△828	△1,360	△2,190
財務活動によるキャッシュ・フロー　（百万円）	6,791	△14,414	16,934	15,421	27,540
現金及び現金同等物の期末残高　（百万円）	31,478	21,807	18,595	12,067	15,277
従業員数　（名） （外、平均臨時従業員数）	509 (830)	423 (793)	406 (656)	425 (563)	443 (494)

（注）１　営業収益には、消費税等は含まれておりません。

２　当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結経営指標等」については記載しておりません。

３　当社は、持分法を適用した場合の投資利益は該当がないため、記載しておりません。

４　第21期及び第22期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第23期から第25期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5　第22期より１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定にあたっては、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成14年９月25日　企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　平成14年９月25日　企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。

6　当社は、平成18年３月１日付で、株式を１株につき２株の割合をもって株式分割をしております。

7　第25期より純資産額の算定にあたり「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

２【沿革】

年月	概要
昭和57年５月	大阪市東区淡路町に株式会社エヌ・アイ・エーの100％出資、資本金２億円で株式会社ニチイ・クレジット・サービスを設立。
昭和57年７月	消費者向無担保貸付及び割賦債権買取業務の営業開始。
昭和57年10月	当社の100％子会社として、株式会社ビブレ・クレジット・サービスを設立。
昭和58年10月	損害保険代理店業開始。
昭和59年３月	「貸金業の規制等に関する法律」により貸金業者の登録。
昭和59年６月	ＣＤ機（現金自動貸出機）を設置。
昭和59年７月	生命保険募集業務開始。
昭和61年６月	マイカルグループ内使用自社クレジットによる業務を開始。
昭和62年２月	株式会社エヌ・アイ・エーより株式会社ニチイ（現　株式会社マイカル）へ全株式譲渡。
平成元年２月	「割賦販売法」に基づく割賦購入あっせん業者登録。 自社カードの発行。
平成２年９月	大阪市中央区道修町に本店移転。
平成５年10月	マスターカードインターナショナル株式会社と提携し、ＭＹＣＡＬマスターカード発行。
平成５年11月	「旅行業法」に基づく旅行業の登録旅行代理店業務の開始。
平成６年３月	マイカルカード株式会社に商号変更。 同時に本店所在地を大阪市中央区淡路町から大阪市中央区道修町へ移転。
平成７年４月	割賦購入あっせん業に対する規制の撤廃に伴い加盟店の範囲拡大。
平成８年９月	株式を日本証券業協会へ店頭銘柄として登録。
平成９年２月	株式会社マイカルより株式会社エステートマイカルへ一部株式譲渡。
平成９年６月	１単位の株式数を1,000株から100株に変更。
平成10年７月	東京証券取引所及び大阪証券取引所各市場第二部に上場。
平成11年２月	株式会社マイカル、株式会社エステートマイカルより株式会社マイカルファイナンスへ全株式譲渡。
平成11年８月	ＭＹＣＡＬＩＣマスターカード発行。
平成12年２月	東京証券取引所及び大阪証券取引所各市場第一部に指定。
平成12年10月	「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」に基づく特定金融会社等の登録。
平成13年２月	株式会社マイカルファイナンスが株式会社マイカルと合併したことにより全株式が株式会社マイカルへ移転。
平成13年４月	当社の株式を対象とした三洋信販株式会社の公開買付けにより、親会社が株式会社マイカルから三洋信販株式会社に異動。
平成13年12月	ポケットカード株式会社に商号変更。 同時に東京都港区三田に東京本社を設置。
平成14年１月	当社の100％子会社株式会社ビブレ・クレジット・サービスを三洋信販株式会社に売却。
平成14年５月	東京都港区三田に本店移転。
平成15年５月	伊藤忠商事グループと資本・業務提携。 株式会社マイカルと伊藤忠ファイナンス株式会社の相対取引により、主要株主が株式会社マイカルから伊藤忠ファイナンス株式会社に異動。 第三者割当による新株発行により、伊藤忠商事株式会社に当社普通株式割当。
平成16年２月	ファミマクレジット株式会社と資本・業務提携。
平成16年４月	東京都港区芝に本店移転。
平成16年８月	三井住友カード株式会社と提携し、「ＶＩＳＡ」ブランドカードを発行。
平成17年４月	株式会社ジェーシービーと提携。
平成17年５月	株主優待制度導入。
平成17年10月	P-oneカード発行。

３【事業の内容】

当社は、親会社である三洋信販株式会社の企業集団グループに属し、総合あっせん、融資等の金融サービス事業を主な事業として営んでおります。

また、その他の関係会社である伊藤忠商事グループ（伊藤忠商事㈱、伊藤忠ファイナンス㈱）との間に資本・業務提携を締結し、同グループにおけるリテール金融サービスを担う企業となっております。

主な事業の内容は、次のとおりであります。

(1) 金融サービス事業

Ａ　総合あっせん部門

当社が信用調査の上承認した顧客（以下「会員」という）に対して、クレジットカードを発行し、会員が当社の加盟店において金銭の代わりにそのカードにより商品購入及びサービスの提供を受ける取引形態であり、その利用代金は当社が会員に代わって加盟店に一括立替払を行い、会員からは一回払い、分割払いまたはリボルビング払い等により立替代金を回収するものであります。

Ｂ　個品あっせん部門

当社の加盟店が不特定の消費者に割賦販売を行う場合、当社が信用調査の上承認した顧客に対して、クレジットカードによらず商品の購入・サービスの提供の都度契約を行う取引形態であり、当社がその利用代金を顧客に代わって加盟店に一括立替払いを行い、顧客からは一回払いまたは分割払いによりその立替代金を回収するものであります。

Ｃ　融資部門

(a) カードキャッシング

当社が発行するクレジットカードによる会員向け融資であり、主に当社及び提携先のＣＤ・ＡＴＭによる融資であります。会員からは一回払いまたはリボルビング払いにより回収するものであります。

(b) 各種ローン

不特定の消費者からの当社への借入申込に対し、当社が信用調査のうえ承認した顧客に対して、直接融資を行うものであり、顧客からは一回払いまたは分割払いにより回収するものであります。

Ｄ　融資代行部門

提携先の発行するクレジットカード会員に対し、当社ＣＤにより当該カード発行会社に代わり融資を代行するものであり、提携クレジット会社から一括して融資金の返済を受けるものであります。

Ｅ　保証部門

提携先の発行するクレジットカード会員向けの融資及び立替払い代金の保証を行うものであり、提携先がクレジットカード会員から回収した代金の一定割合を保証料として受け取るものであります。

(2) その他の事業

保険代理店業、旅行代理店業及び通信販売業等であります。

事業の系統図は次のとおりであります。

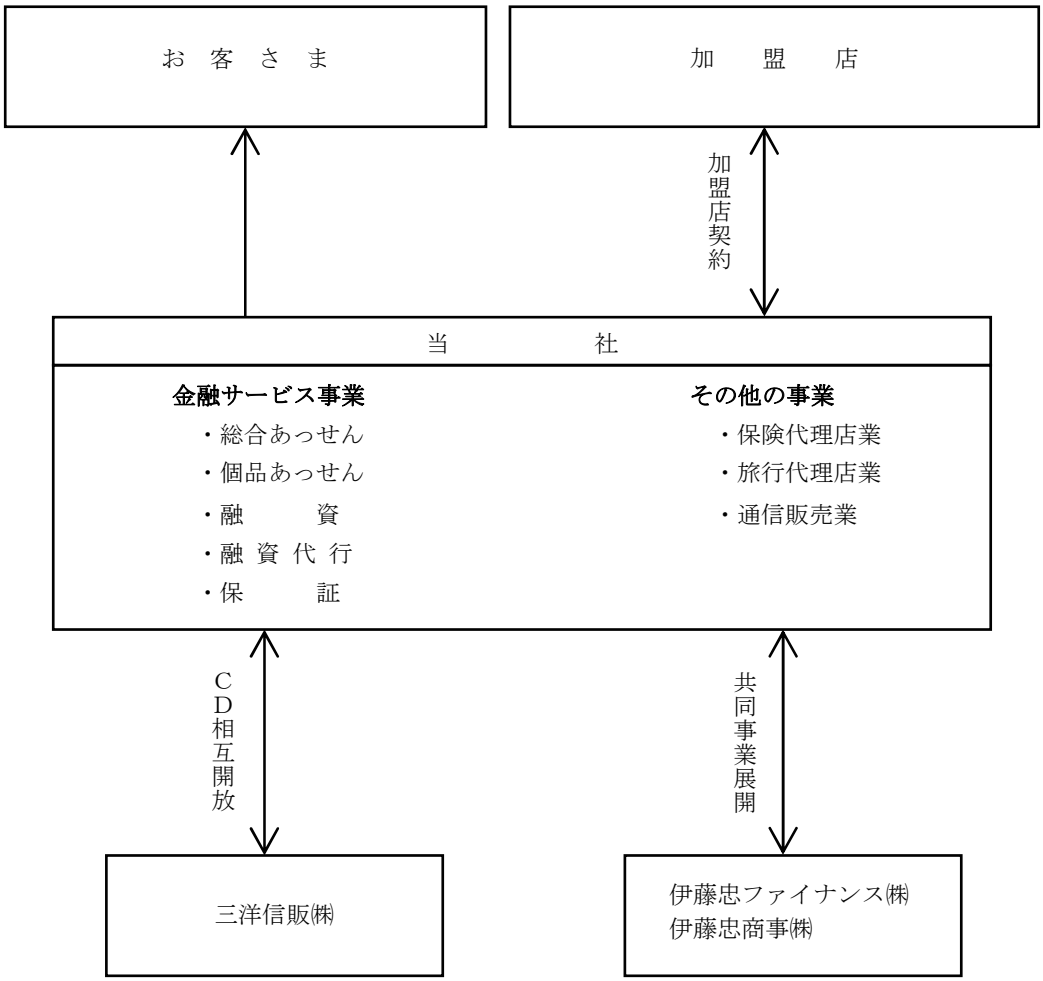

４【関係会社の状況】

名称	住所	資本金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の被所有割合（%）	関係内容
（親会社） 三洋信販㈱ （注）１，２	福岡市博多区	16,268	金融サービス事業	47.0	ＣＤ機の利用提携 役員の兼任　２名
（その他の関係会社） 伊藤忠ファイナンス㈱	東京都港区	3,470	金融関連業務全般	21.1	―――
伊藤忠商事㈱ （注）２，３	大阪市中央区	202,241	総合商社	23.4 (21.1)	―――

（注）１　議決権の被所有割合は100分の50以下であるものの、実質的に支配されているため親会社となっております。
２　三洋信販㈱及び伊藤忠商事㈱は、有価証券報告書提出会社であります。
３　（　）内は間接所有割合（内書）であります。

５【従業員の状況】

(1) 従業員数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与

平成19年２月28日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
443 (494)	35.5	6.8	4,760

（注）１　従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
２　従業員数の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
３　臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
４　平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

①　名称　　ポケットカードユニオン

②　結成年月日　　昭和62年３月17日

③　組合員数　　393人（平成19年２月28日現在）

④　労使関係　　ＵＩゼンセン同盟に加盟しており、労使関係は安定しております。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

当期における我が国経済は、引き続き企業業績が好調であり、それに伴う雇用情勢の改善等を通じて個人消費も緩やかに拡大するなど、企業部門と家計部門の両方で景気回復の動きが継続しております。

当クレジットカード業界におきましては、公共料金、病院、コンビニエンスストア等、従来クレジットカードが利用出来なかった分野への決済領域の拡大などにより、市場全体では引き続き拡大しておりますが、一方で業界の垣根を越えた合従連衡の動きは加速しており、また利息返還請求の増加や貸金業関連３法の改正など、当業界を取り巻くビジネス環境は厳しいものとなっております。

このような中、当社は「オンリーワン・サービスの進展と顧客満足度の向上」をスローガンに、伊藤忠グループを中心とした新規提携先企業の開拓、筋肉質な体制作りのための「量から質」への営業スタイルの転換、与信・債権管理体制のさらなる強化などに積極的に取り組み事業の拡大に努めてまいりましたが、利息返還損失に係る監査上の取扱いの公表に伴う引当金の計上など、期初の時点では想定しがたい事態も発生いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、営業収益388億29百万円（前期比8.2％増）、営業利益63億83百万円（前期比23.4％減）、経常利益63億77百万円（前期比23.4％減）、当期純利益12億48百万円（前期比72.2％減）となりました。

セグメント別の概況については次の通りであります。

① 割賦購入あっせんについて

割賦購入あっせん部門につきましては、伊藤忠エネクス㈱やコーナン商事㈱での会員拡大に伴う取扱いの拡大、各種キャンペーン企画の推進やカード認知度の向上による一般加盟店での取扱いの増加、ガス・電気・携帯電話などの日常型決済等新たなカード利用機会の拡大等により、取扱高は2,118億59百万円（前期比22.9％増）、営業収益は48億24百万円（前期比20.8％増）となりました。

② 融資について

融資部門につきましては、会員基盤の拡大に伴う利用会員の増加や会員一人ひとりの信用状況に応じた機動的な貸付限度額の設定等により、取扱高は1,330億16百万円（前期比8.2％増）、営業収益は315億75百万円（前期比7.1％増）、流動化を実施した債権を含む融資残高は1,397億90百万円（前期比7.1％増）となりました。

③ 営業ネットワークの拡大と会員獲得等について

営業ネットワークの拡大につきましては、平成16年９月、平成17年７月に募集を開始した伊藤忠エネクス㈱、コーナン商事㈱との提携カードが引き続き好調に推移し、当期末までに両カードの累計獲得会員数はそれぞれ30万件を突破いたしました。

会員サービスの拡充については、クレジットカード機能以外の利便性の提供として、今期より会員向け物販事業を開始しており、平成18年４月から㈱角川クロスメディアと提携し、同社の提供するブランド品や化粧品等を当社会員限定に販売するオンラインショッピングサイト「P select store（ピーセレクトストア）」をインターネット上に設置、また６月には伊藤忠食品㈱と提携し、産地直送品や季節限定品などの特選グルメ商品の通販サービスを当社会員向けにスタート、11月には酒類販売免許を取得し、同月には幻のワインとして名高いモルドヴァ共和国産ワインの会員向け販売を実施するなど、幅広い商品提供を行っております。

また、９月に㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ヤフー㈱、ジー・プラン㈱と提携し、各社が提供するポイント・プログラムへのポイントの移行サービスを開始すると共に、イーバンク銀行㈱、㈱ジャパンネット銀行と提携し、ポイントのキャッシュバックサービスを開始するなど、ポイント・プログラムの利便性拡充を行いました。

またこの他にも、７月よりＪＣＢブランドカードを発行し、カード入会時のお客さまの選択の幅を広げたことや、当社主催の宝塚歌劇団の特別公演を開催し当社カード会員をご招待するなど、お客さま満足度の向上に努めております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。」は、前事業年度末に比べ32億９百万円（26.6%）増加の152億77百万円となりました。

① 営業活動におけるキャッシュ・フロー

当期における営業活動による資金の減少は、221億37百万円（前期は205億88百万円の減少）となりました。これは主に、税引前当期純利益が22億16百万円となったものの、営業貸付金の増加が175億12百万円及び割賦売掛金の増加が84億96百万円となったことによるものであります。

② 投資活動におけるキャッシュ・フロー

当期における投資活動による資金の減少は、21億90百万円（前期は13億60百万円の減少）となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入７億69百万円があったものの、システムの導入・開発に伴う有形・無形固定資産の取得27億97百万円があったことによるものによるものであります。

③ 財務活動におけるキャッシュ・フロー

当期における財務活動による資金の増加は、275億40百万円（前期は154億21百万円の増加）となりました。これは主に、コマーシャルペーパー、短期借入金、長期借入金及び社債による資金調達に伴う純増額が298億48百万円となったものの、配当金の支払及び自己株式の取得による支出がそれぞれ10億15百万円及び12億92百万円となったことによるものであります。

２【営業実績】

(1)　営業貸付金等の内訳

（イ）貸付金の種別残高内訳

貸付種別	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	平均約定金利（%）
消費者向					
無担保（住宅向を除く）	342,271	100.0	139,790	99.8	24.15
不動産担保（住宅向を除く）	—	—	—	—	—
住宅向	—	—	—	—	—
計	342,271	100.0	139,790	99.8	24.15
事業者向	44	0.0	344	0.2	0.76
計	44	0.0	344	0.2	0.76
合計	342,315	100.0	140,134	100.0	24.10

（注）１　貸付金の件数及び残高には、営業貸付金債権流動化により、オフバランスとなった営業貸付金4,567百万円が含まれております。

２　貸付金残高は、「営業貸付金」及び「更生債権等」の合計額であります。

（ロ）資金調達内訳

借入先等	残高（百万円）	平均調達金利（%）
金融機関等からの借入	93,712	1.97
その他	46,300	1.27
社債・ＣＰ	46,300	1.27
合計	140,012	1.74
自己資本	64,119	—
資本金・出資金	11,268	—

（注）　自己資本は、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金の予定額を控除し、引当金（特別法上の引当金を含む）の合計額を加えた額であります。

（ハ）業種別貸付金残高内訳

業種別	先数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
製造業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—
卸売・小売業、飲食業	1	0.0	3	0.0
金融・保険業	43	0.0	340	0.2
不動産業	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—
個人	318,106	100.0	139,790	99.8
その他	—	—	—	—
合計	318,150	100.0	140,134	100.0

（注）1　貸付金の先数及び残高には、営業貸付金債権流動化により、オフバランスとなった営業貸付金4,567百万円が含まれております。

2　貸付金残高は、「営業貸付金」及び「更生債権等」の合計額であります。

（ニ）担保別貸付金残高内訳

受入担保の種類	残高（百万円）	構成割合（%）
有価証券	—	—
うち株式	—	—
債権	—	—
うち預金	—	—
商品	—	—
不動産	—	—
財団	—	—
その他	3	0.0
計	3	0.0
保証	—	—
無担保	140,131	100.0
合計	140,134	100.0

（注）1　貸付金の残高には、営業貸付金債権流動化により、オフバランスとなった営業貸付金4,567百万円が含まれております。

2　貸付金残高は、「営業貸付金」及び「更生債権等」の合計額であります。

（ホ）期間別貸付金残高内訳

期間別	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
リボルビング	290,468	84.9	130,211	92.9
１年以下	51,846	15.1	9,919	7.1
１年超５年以下	1	0.0	3	0.0
５年超10年以下	—	—	—	—
10年超15年以下	—	—	—	—
15年超20年以下	—	—	—	—
20年超25年以下	—	—	—	—
25年超	—	—	—	—
合計	342,315	100.0	140,134	100.0
一件当たり平均期間			—	

（注）１　リボルビング方式による貸付金は、期間によらず、リボルビングの欄に計上しております。
２　一件当たり平均期間は、リボルビングが含まれるため算出しておりません。
３　貸付金の件数及び残高には、営業貸付金債権流動化により、オフバランスとなった営業貸付金4,567百万円が含まれております。
４　貸付金残高は、「営業貸付金」及び「更生債権等」の合計額であります。

(2) 部門別取扱高

部門別	第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
総合あっせん（百万円）	171,763	211,392
個品あっせん（百万円）	687	467
融資（百万円）	122,966	133,016
融資代行（百万円）	23,947	14,604
その他（百万円）	4,492	3,974
計（百万円）	323,857	363,454

（注）１　取扱高は、元本取扱高であります。
２　各部門別の取扱高の内容及び範囲は次のとおりであります。
総合あっせん　クレジットカードによる包括的な与信に基づいたあっせん取引であり、取扱高の範囲はクレジット対象額であります。
個品あっせん　クレジットカードを用いず、取引のつど当社が顧客に対する与信審査、与信判断等を行うあっせん取引であり、取扱高の範囲はクレジット対象額であります。
融資　当社が直接会員または顧客に金銭を貸付ける取引であり、取扱高の範囲は会員または顧客に対する融資額であります。
融資代行　提携先が行った融資に関する業務代行取引であり、取扱高の範囲は代行融資額であります。
その他　保険代理店業務及び旅行代理店業務による取引であり、取扱高の範囲はそれぞれ顧客の支払保険料、旅行代金であります。
３　取扱高には、消費税等を含めておりません（総合あっせん、個品あっせん及びその他のうち旅行取扱高を除く）。

(3) 部門別営業収益

部門別	第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
総合あっせん（百万円）	3,954	4,779
個品あっせん（百万円）	40	44
融資（百万円）	29,489	31,575
融資代行（百万円）	273	166
その他（百万円）	2,140	2,263
計（百万円）	35,898	38,829

（注）　営業収益には、消費税等を含めておりません。

(4) 割賦売掛金資産残高

部門別	第24期 平成18年２月28日現在	第25期 平成19年２月28日現在
総合あっせん（百万円）	37,018	45,597
個品あっせん（百万円）	556	474
計（百万円）	37,574	46,071

(5) 営業貸付金残高

部門別	第24期 平成18年２月28日現在	第25期 平成19年２月28日現在
融資（百万円）	117,400	135,222
融資代行（百万円）	650	340
計（百万円）	118,050	135,563

(6) クレジットカード会員数及び利用件数

区分	第24期 平成18年２月28日現在	第25期 平成19年２月28日現在
クレジットカード会員数（枚）	3,947,864	4,025,093
利用件数		
総合あっせん（件）	1,979,914	3,030,072
個品あっせん（件）	249	159
消費者融資（件）	188,615	170,643
計（件）	2,168,778	3,200,874

（注）　利用件数については、平成18年２月及び平成19年２月における月間利用件数であります。

(7) １店舗当たり取扱高及び従業員１人当たり取扱高

区分	第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
取扱高（百万円）	323,857	363,454
営業店舗数（店）	33	34
従業員数（人）	425	443
営業店１店舗当たり取扱高（百万円）	9,813	10,689
従業員１人当たり取扱高（百万円）	762	820

（注）１　１店舗当たり取扱高及び１人当たり取扱高は、それぞれ期末日における営業店数及び従業員数により算出しております。

２　従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

３　営業店舗数には、無人店舗は含まれておりません。

３【対処すべき課題】

当社の属するクレジットカード業界におきましては、税金や保険料などのいわゆる公金へのクレジットカード決済が期待されていることや、電子マネーの普及に伴う小額決済市場の拡大など、クレジットカード市場全体では引き続き拡大が見込まれております。一方で、昨年末に行なわれた貸金業関連３法の改正や、メガバンクを中心とした業界再編の動きの活発化など、当社を取り巻く経営環境は大きく変化することが予想されます。また、日本版ＳＯＸ法の施行を控え、企業のコーポレート・ガバナンスに対する社会的関心が高まっております。

このような経営環境の中、当社はお客さまに選ばれるオンリーワンのカード会社を目指し、既成概念に囚われない新しい発想・視点による「ビジネスモデルの変革」、お客さまのニーズに応えた「商品・サービス品質の向上」、オンリーワン・サービス実現のための「ネット及び新規ビジネスの開発と推進」、安定した経営体制構築のための「債権管理の強化」、信頼される企業となるための「コンプライアンス管理と内部統制の強化」を推進してまいります。

４【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関連する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、主として以下のようなものがあります。

なお、文中において将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)　法的規制等について

①　融資事業関連の法的規制等について

（ｉ）　貸金業規制法の改正について

当社の主要業務の一つであります融資業務は、「貸金業の規制等に関する法律」（以下「貸金業規制法」という）及び「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」という）の適用を受けております。

今般、多重債務問題の解決を目的として平成18年12月13日に「出資法」上限金利の引下げを含む「貸金業規制法」全般に亘る改正がなされました。このうち、「出資法」上限金利の「利息制限法」上限金利水準への引き下げ、個人向けの貸付けに関し原則年収の３分の１以上の貸付けを禁止する総量規制の導入については、公布から概ね３年を目処に実施することになっております。これに伴い、当社は、営業貸付金の内、新たに定められた「出資法」の上限金利よりも高い水準の金利を適用しているものについては適用金利を引き下げる必要があり、また顧客の信用情報に関する調査を実施し他社からの借入状況等を勘案した結果、従来貸付けを行なうことができた顧客に対し貸付けを実施しないことや、顧客の返済能力を超えていると認められる部分について貸付けを抑制する必要があります。またこれらの規制が実施されることにより、各社の貸付け姿勢の変化や貸し渋りが起こる可能性があり、当業界の市場規模が縮小し、貸倒れが増加する恐れがあります。

当社は与信の厳格化などにより、適切に融資事業を行なってまいりますが、今後これらの法改正が進む中で、予想を越えて利息収入が減少する場合や、業務運用の変更やシステム開発に伴いコストが大幅に増加した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（ⅱ） みなし弁済及び超過利息返還請求について

当社の貸出金利は、「利息制限法」第１条第１項に定められた利息の最高限度(元本が10万円未満の場合年20%、10万円以上100万円未満の場合年18%、100万円以上の場合年15%により計算した金額)を超過する部分があります。

「利息制限法」ではこの超過部分についての利息の契約は無効とされておりますが、同条第２項により債務者が当該超過部分を任意に支払ったときは、その返還を請求することはできないとされております。しかし、貸金業規制法第43条は、一定の条件を満たす場合に当該超過部分を有効な利息の弁済とみなす（以下、「みなし弁済」という。）としております。

平成18年４月11日付で「貸金業規制法」第18条（受取証書の記載事項等）、７月１日付で同法第17条（契約書面の記載事項等）に係る施行規則が改正され、貸金業者による顧客への書面交付義務等が厳格化され、一連の「貸金業規制法」の改正に伴い、「みなし弁済」においても、公布より概ね３年を目処に廃止されることも予定されております。今後は「貸金業規制法」の改正により「出資法」上限金利の「利息制限法」上限金利水準への引き下げがはかられ、これにより新規顧客への利息返還はなくなりますが、既存顧客への利息返還は当分続くものと予想されます。

当社においても、同施行規則の改正により各種対応を図る必要があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また今般「利息制限法」に定められた利息の最高限度を超過する部分の利息返還請求が増加していることから、当該損失に備え引当金の計上を行っておりますが、予想を超えて利息返還請求が増加した場合、または関連法令等が改正された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 業務規制等について

当社は「貸金業規制法」の適用を受けており、各種の業務規制（過剰貸付け等の禁止、貸付条件の掲示、貸付条件の広告、誇大広告の禁止、書面の交付、受取証書の交付、帳簿の備付け、白紙委任状の取得の制限、取立て行為の規制、債権証書の返還、標識の掲示、債権譲渡等の規制）を受けております。同法の執行にあたって、金融庁ガイドライン(平成15年１月６日付「金融監督等にあたっての留意事項について－事務ガイドライン－」により、貸金業務における行動指針が定められております。また、当社の総合あっせん、個品あっせん事業は、「割賦販売法」の適用を受けており、各種の業務規制（取引条件の表示、書面の交付、契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限、割賦購入のあっせん業者に対する抗弁、支払能力を超える借入の防止、報告書の徴収、継続的役務取引に関する消費者トラブル防止等）を受けております。

これらの法令等の規制を遵守できなかった場合、行政処分又は罰則等を受ける恐れがあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの法令等が改正された場合、改正の内容によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ その他の法的規制等について

（ⅰ） 破産法について

平成17年１月１日に、破産法が改正・施行されております。この改正により、破産手続きの簡素化・迅速化が図られております。

これに伴い破産者が一層増加する場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（ⅱ） 民事再生法について

平成13年４月１日に民事再生法が改正・施行されました。これにより経済的破綻状態にある債務者は、破産宣告を受けることなくローン返済を繰り延べることができます。また住宅ローンについても住宅資金特別条項の適用により、現在の住宅を持ち続けることが可能となっております。

昨今の長引く不況により失業率の上昇等の影響から、自己破産とともに個人債務者民事再生手続の利用が増加しており、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（ⅲ） 特定調停法について

民事調停法の特例として平成12年２月17日に施行された、「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」（以下「特定調停法」という）支払い不能に陥るおそれのある債務者の申立により、調停手続を通じて債権者との間で金銭債務に関わる利害関係の調整を図ることで、債務の減額、返済の繰延等の調整を行うことが可能となっております。

特定調停を利用して、債務整理を行おうとする債務者も増加しており、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（ⅳ） 司法書士法について

平成15年４月１日に司法書士法が改正され、簡易裁判所における民事訴訟、民事調停等の手続を行うことが一部可能となりました。司法書士が債務者の代理人として、債務整理を行うケースも増加しており、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 資金調達及び調達金利について

クレジットカード会社のビジネスモデルにおいて、安定した資金調達はビジネスの根幹をなす重要な業務であり、当社は、金融機関からの借入、社債の発行及び資産証券化の実施等、資金調達手段の拡大・多様化を図り、安定した資金調達を行っております。

しかし、市場環境の大幅な変化、業績悪化等の理由による当社信用力の低下、信用格付けの引き下げなどの事態が発生した場合、取引先金融機関の貸出姿勢が変更されることや債券市場における資金調達能力が低下する恐れがあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、資金調達を行なう際の調達金利は市場環境その他の要因により変動し、資金調達に係る費用もこの影響を受けます。当社では金利スワップの活用等により金利変動リスクの軽減を図っておりますが、将来の市場環境及び金利の動向によっては機動的な調達が困難になる可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) マーケットの競争環境変化について

当社の属するクレジットカード業界におきましては、銀行系・信販系・流通系といった業態の垣根を越えた合併・再編の動きが活発に行なわれております。当社は「Only One企業」を目指し、競争優位性のある独創的なサービス・価値（オンリーワン・サービス）の提供と企業総合力の向上に努めておりますが、今後当業界の競争環境は大きく変化する恐れがあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報の取扱いについて

平成15年５月30日に個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の基本法が公布・施行され、平成17年４月１日に全面施行されております。当社は同法における個人情報取扱事業者に該当します。

当社は、お客さまからお預りした個人情報を厳格に取扱い管理することがクレジットカード会社の社会的責務と認識し、情報セキュリティ体制の強化、従業員への社内教育の徹底等、個人情報の取扱いに万全を尽くしており、個人情報を適切に管理している企業として平成17年12月19日にはプライバシーマークを取得するなど、継続的な改善に努めております。しかしながら、人為的過誤、ネットワーク及びシステムの不具合及びその他何らかの原因により個人情報が流出した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報ネットワーク又は技術的システム等に生じる混乱、故障、その他の損害について

当社は業務の遂行上、内部及び外部の情報ネットワークシステム又は技術システム等に依存しております。これらのネットワーク又はシステムにおいて、人為的過誤、ネットワーク及びシステムの不具合、自然災害、停電、コンピューターウィルス及びこれに類する事象により障害等が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

５【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

７【財政状態及び経営成績の分析】

当社は、割賦あっせん、融資等の金融サービス事業、保険代理店業、旅行代理店業及び通信販売業等を営んでおりますが、流通系クレジットカード会社として培った対面営業力の強み、親会社である三洋信販㈱とのシナジーであるクレジットエンジン（与信・債権管理機能）の強み、戦略的パートナーである伊藤忠グループとのチャネル開発力の強みを融合し、規模によらない独自のセグメントに強みを発揮する競争力の高い企業を目指しております。

当社の主な営業収益は、顧客の当社クレジットカード利用による割賦購入あっせん収益及び融資収益であり、特に融資収益は当事業年度において営業収益全体の約８割を占めております。

一方、当社の主な営業費用は、資金調達に伴う金融費用、カード獲得・発行に伴う販売費用、人件費等であり、それぞれローコスト化を進めております。

なお、文中において将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)　経営成績について

当事業年度の業績につきましては、営業収益が388億29百万円（前期比8.2％増）となる一方、営業費用が324億46百万円（前期比17.7％増）となった結果、営業利益は63億83百万円（前期比23.4％減）、経常利益は63億77百万円（前期比23.4％減）、当期純利益は12億48百万円（前期比72.2％減）の増収減益となりました。

なお、主な増減要因につきましては、以下のとおりであります。

①　営業収益

割賦購入あっせんにつきましては、伊藤忠エネクス㈱やコーナン商事㈱での会員拡大に伴う取扱いの拡大、各種キャンペーン企画の推進やカード認知度の向上による一般加盟店での取扱いの増加、ガス・電気・携帯電話などの日常型決済等新たなカード利用機会の拡大等により、取扱高は2,118億59百万円（前期比22.9％増）、営業収益は48億24百万円（前期比20.8％増）となりました。

融資部門につきましては、会員基盤の拡大に伴う利用会員の増加や会員一人ひとりの信用状況に応じた機動的な貸付限度額の設定等により、取扱高は1,330億16百万円（前期比8.2％増）、営業収益は315億75百万円（前期比7.1％増）、流動化を実施した債権を含む融資残高は1,397億90百万円（前期比7.1％増）となりました。

この結果、営業収益全体では388億29百万円（前期比8.2％増）となりました。

②　営業費用

利用率の向上と効率性を重視した会員獲得の推進や業務全般の効率化等によりコスト削減に努めたものの、利息返還請求の増加及びそれに伴う貸倒関連費用の増加等により、営業費用が324億46百万円（前期比17.7％増）となりました。

③　経常利益

経常利益は、営業利益が63億83百万円（前期比23.4％減）、営業外収益が16百万円、営業外費用が22百万円となったことから、63億77百万円（前期比23.4％減）となりました。

④　特別利益

保有株式の売却等により、特別利益が２億10百万円（前期比28.8％減）となりました。

⑤　特別損失

利息返還関連費用及び投資有価証券評価損評価額の計上により、特別損失が43億71百万円（前期比277.7％増）となりました。

(2)　財政状態について

当事業年度において、資産合計が2,036億78百万円（前期比14.9％増）、負債合計が1,542億64百万円（前期比21.7％増）、純資産合計は、494億14百万円（前期比2.2％減）となり、自己資本比率は24.3％となりました。

なお、主な増減要因につきましては、以下のとおりであります。

①　資産の部

現金及び預金は、152億77百万円（前期比32億９百万円増）となりました。（詳細につきましては、第２　事業の状況　１　業績等の概要　(2)　キャッシュ・フローの状況を参照ください。）

営業貸付金につきましては、機動的な貸付限度額の設定、会員拡大に伴う新規利用会員の増加等により、流動化を実施した債権を含む融資残高は、1,397億90百万円(前期比92億17百万円増）となりました。

固定資産は、新基幹システムの開発及び顧客管理システムの追加開発に伴う無形固定資産の取得等により、94億41百万円（前期比17億14百万円増）となりました。

② 負債の部

営業貸付金残高が順調に推移した結果、有利子負債の残高（債権流動化による調達を除く）は1,400億12百万円（前期比298億87百万円増）となりました。内訳としては資金調達の多様化に取り組んだ結果、短期借入金、コマーシャルペーパー(CP)、長期借入金及び社債をそれぞれ35億円、144億円、55億７百万円及び64億80百万円増加させました。

ポイント引当金は、カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントによる費用負担に備えるため、当事業年度末における費用負担見込額４億80百万円(前期比２億21百万円減）を計上しております。

債務保証損失引当金は、保証業務に係わる債務保証の損失に備えるため、当事業年度末における損失発生見込額４億62百万円（前期比１億４百万円増）を計上しております。

利息返還損失引当金は、利息制限法上の上限金利を超過して支払われた利息の返還による損失に備えるため、当事業年度末における損失発生見込額16億91百万円(前期比14億41百万円増）計上しております。

なお、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（平成18年10月13日　日本公認会計士協会　業種別委員会報告第37号）が公表されたことを受け、当事業年度より当該引当金の見積方法を変更いたしました。 詳細につきましては、第５　経理の状況　財務諸表等　重要な会計方針を参照ください。

③ 純資産の部

利益剰余金は、当期純利益を12億48百万円計上しましたが、配当金の支払及び自己株式の取得によりそれぞれ10億15百万円及び12億92百万円減少した結果、前事業年度末に比べ11億22百万円減少して494億14百万円となりました。

(3) 資金調達及び資金の流動性

当社は、割賦あっせん事業、融資事業、設備投資、各種経費の支払等に対して、流動性のある資金を必要としておりますが、かかる資金需要に備え、資金調達の安定性強化と資金調達コストの圧縮を図るため、資金調達方法を多様化し、調達先を分散しております。

具体的には、当社の資金調達は、間接調達（金融機関調達）と直接調達（資本市場調達）で構成されています。間接調達は都市銀行、信託銀行、地方銀行等からの借入れであり、直接調達は、社債、コマーシャルペーパー及び債権流動化等であります。

なお、当事業年度末の資金調達残高全体に対する直接調達残高の比率は、35.2％となっておりますが、同比率を、金融環境等に応じて機動的にコントロールし、最適な調達構成を目指しております。

当社は、当事業年度末現在の現金及び現金同等物、今後の営業活動によって得られるキャッシュ・フロー並びに既存の間接、直接調達による資金が、当面の営業活動を維持するのに十分な水準であると考えております。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は、34億83百万円であります。
その主な内訳は、新基幹システムの開発及び債権管理システムの追加開発であります。

２【主要な設備の状況】

事業所等の設備

事業所 （区分及び所在地）	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 （人）
		建物	器具及び備品	土地 （面積㎡）	合計	
本社 （東京都港区）	本社機能	40	108	―	148	123
新大阪センター （大阪市淀川区）	事務業務	42	116	―	158	162
北海道支店 （札幌市中央区） （５営業所）	営業用設備	4	2	―	7	19
東北支店 （仙台市青葉区） （３営業所）	営業用設備	2	1	―	3	18
関東支店 （東京都港区） （５営業所）	営業用設備	14	2	―	17	23
中部支店 （名古屋市中村区） （４営業所）	営業用設備	1	1	―	2	15
近畿第一支店 （神戸市中央区） （８営業所）	営業用設備	31	128	―	160	43
中国支店 （広島市南区） （５営業所）	営業用設備	11	3	―	14	18
九州支店 （福岡市博多区） （４営業所）	営業用設備	11	3	―	14	22

（注）１　金額は帳簿価額によっております。
２　上記金額には、消費税等は含んでおりません。
３　従業員の中には、臨時従業員数494名を含んでおりません。
４　リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

名称	台数（台）	リース期間 （年）	年間支払リース料 （百万円）	リース契約残高 （百万円）
ＣＤ （現金自動支払機） （所有権移転外ファイナンスリース）	82	5	19	157

３【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

設備の内容	設備計画の必要性	工期		予算額（百万円）	既支払額（百万円）	今後の所要資金（百万円）
		着手	完成予定			
既存システムの追加開発	事業の拡大及び事務の効率化	平成19年３月	平成20年２月	2,620	43	2,576
合計				2,620	43	2,576

（注） 1 今後の所要資金2,576百万円は、全額自己資金を充当の予定であります。

2 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	158,150,000
計	158,150,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（平成19年２月28日）	提出日現在発行数（株）（平成19年５月28日）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	60,270,444	60,270,444	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	60,270,444	60,270,444	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成15年５月３日（注）１	680	31,060	248	11,268	248	12,577
平成15年７月18日（注）２	△680	30,380	―	11,268	―	12,577
平成17年１月21日（注）２	△245	30,135	―	11,268	―	12,577
平成18年３月１日（注）３	30,135	60,270	―	11,268	―	12,577

（注）１　第三者割当　　発行価額730円、資本組入額365円
　　割当先　伊藤忠商事株式会社
　　２　自己株式の消却による減少によるものであります。
　　３　平成18年３月１日の発行済株式総数の増加は、株式分割（１：２）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成19年２月28日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	37	33	58	68	4	8,137	8,337	―
所有株式数（単元）	―	59,285	2,176	428,052	46,819	25	65,242	601,599	110,544
所有株式数の割合（%）	―	9.84	0.36	71.16	7.79	0.00	10.85	100.0	―

（注）　上記「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の欄には、自己株式1,068,575株がそれぞれ10,685単元及び75株含まれております。なお、自己株式1,068,635株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は1,068,575株であります。

(6) 【大株主の状況】

平成19年２月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
三洋信販㈱	福岡市博多区上呉服町１番８号	27,788	46.11
伊藤忠ファイナンス㈱	東京都港区北青山２丁目５番１号	12,455	20.67
日本マスタートラスト信託銀行㈱	東京都港区浜松町２丁目11番３号	2,597	4.31
伊藤忠商事㈱	東京都港区北青山２丁目５番１号	1,360	2.26
バンク　オブ　ニューヨーク　ヨーロッパ　リミテッド　ルクセンブルク131800 (常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行　兜町証券決済業務室)	6D ROUTE DE TREVES L-2633 SENNINGERBERG （東京都中央区日本橋兜町６番７号）	1,225	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	東京都中央区晴海１丁目８番11号	956	1.59
ノーザン　トラスト　カンパニー（エイブイエフシー）サブ　アカウント　アメリカン　クライアント (常任代理人　香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHART LONDON E14 5NT UK （東京都中央区日本橋３丁目11番１号）	737	1.22
住友信託銀行㈱	大阪市中央区北浜４丁目５番33号	430	0.71
あいおい損害保険㈱	東京都渋谷区恵比寿１丁目28番１号	422	0.70
トッパン・フォームズ㈱	東京都港区東新橋１丁目７番３号	309	0.51
計	－	48,281	80.11

（注）１　上記のほか、自己株式が1,068千株あります。

２　上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行㈱　2,597千株

日本トラスティ・サービス信託銀行㈱　956千株

住友信託銀行㈱　54千株

３　平成18年10月12日付で次の法人から大量保有報告書の変更報告書の提出があり、当該株主を含む３社で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人名義の保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
メリルリンチ・インターナショナル (Merrill Lynch International)	131	0.22
メリルリンチ・ピアース・フェナー・アンド・スミス・インコーポレーテッド (Merrill Lynch, Pierce Fenner & Smith Incorprated)	17	0.03
メリルリンチ日本証券株式会社	44	0.07
計	194	0.32

4　平成18年12月12日付で次の法人から大量保有報告書の提出があり、当該株主を含む２社で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人名義の保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ブラックロック・ジャパン株式会社	2,182	3.62
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッド	1,584	2.63
計	3,767	6.25

(7)　【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成19年２月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　1,068,500	―	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式　59,091,400	590,914	同上
単元未満株式	普通株式　110,544	―	同上
発行済株式総数	60,270,444	―	―
総株主の議決権	―	590,914	―

②【自己株式等】

平成19年２月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） ポケットカード㈱	東京都港区芝 一丁目５番９号	1,068,500	―	1,068,500	1.77
計	―	1,068,500	―	1,068,500	1.77

(8)　【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　旧商法第211条ノ３第１項第２号、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第81条及び会社法第155条第３号による普通株式の取得並びに旧商法第211条第６項による単元未満株式の買取請求による普通株式の取得及び会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得

(1)　【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)　【取締役会決議による取得の状況】

旧商法第211条ノ３第１項第２号、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第81条及び会社法第155条第３号による普通株式の取得

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（平成18年３月９日）での決議状況 （取得期間　平成18年３月10日～平成18年９月11日）	1,200,000	1,500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	―	―
当事業年度における取得自己株式	1,057,800	1,291,711,900
残存決議株式の総数及び価額の総額	142,200	208,288,100
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	11.85	13.89
当期間における取得自己株式	―	―
提出日現在の未行使割合（%）	―	―

(3)　【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

旧商法第211条第６項による単元未満株式の買取請求による普通株式の取得及び会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,853	801,467
当期間における取得自己株式	40	27,920

（注）１　当事業年度における取得自己株式には、平成18年３月１日付の株式分割（１：２)による増加株式数5,112株を含んでおります。

２　当期間における取得自己株式には、平成19年５月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)　【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他 （単元未満株式の売渡請求による売渡）	190	244,859	―	―
保有自己株式数	1,068,575	―	1,068,615	―

（注）　保有自己株式数には、平成19年５月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

３【配当政策】

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要な事項であると位置付け、事業の拡大及び企業競争力の強化を目的とした内部留保を実施すると共に、業績に応じた株主の皆さまへの継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

この基本方針のもと、当事業年度の期末配当金は、8.5円（１株につき8.5円の中間配当実施のため通期では17円）の普通配当の実施を決定いたしました。

当社は、「会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる。」旨定款に定めております。

当期の内部留保資金につきましては、新たな業務提携に向けた取組み及び財務基盤の強化に役立ててまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	１株当たりの配当額 （円）
平成18年10月11日 取締役会決議	503	8.5
平成19年４月９日 取締役会決議	503	8.5

４【株価の推移】

(1) 【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成15年２月	平成16年２月	平成17年２月	平成18年２月	平成19年２月
最高（円）	1,350	1,242	1,950	3,810 □1,388	1,582
最低（円）	638	699	986	1,724 □1,293	625

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであり、□印は株式分割権利落後の株価であります。

(2) 【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年９月	10月	11月	12月	平成19年１月	２月
最高（円）	1,234	1,085	814	830	768	736
最低（円）	990	781	676	625	637	654

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

５【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（百株）
取締役会長		松本　睦彦	昭和20年６月７日生	昭和44年７月　株式会社住友銀行（現　株式会社三井住友銀行）入行 平成８年６月　同行取締役業務統括部長兼業務統括部ＣＳ推進室長 平成12年５月　同行常務執行役員個人総括部長兼個人総括部ＣＳ推進室長・個人総括部リスク管理室長 平成13年４月　同行常務取締役兼常務執行役員個人部門副責任役員 平成15年６月　同行専務取締役兼専務執行役員個人部門統括責任役員事務統括部・事務管理部・信託部担当役員 平成16年６月　銀泉株式会社代表取締役社長 平成18年５月　当社取締役会長（現任） 平成18年６月　三洋信販株式会社代表取締役社長（現任） 平成18年６月　三洋信販債権回収株式会社取締役会長（現任） 平成18年６月　株式会社エージーカード取締役会長（現任）	（注）３	35
代表取締役社長		都筑　　誠	昭和18年７月９日生	昭和42年４月　株式会社東都銀行（現　株式会社三井住友銀行）入行 昭和59年４月　同行要町支店長 平成８年６月　同行取締役支店部長 平成10年６月　極東証券株式会社専務取締役 平成12年６月　三洋信販債権回収株式会社代表取締役社長 平成13年１月　三洋信販株式会社専務執行役員 平成14年４月　アットローン株式会社取締役 平成15年９月　当社特別顧問 平成15年10月　三洋信販債権回収株式会社取締役副会長 平成15年11月　当社代表取締役社長（現任） 平成16年10月　三洋信販債権回収株式会社取締役	（注）３	131
取締役		渡辺　恵一	昭和28年７月６日生	昭和51年４月　株式会社三井銀行（現　株式会社三井住友銀行）入行 平成８年６月　同行月島支店長 平成９年６月　同行営業統括部副部長兼CS推進室長 平成10年４月　同行融資企画部政策投資室長 平成11年10月　同行目黒支店長 平成12年10月　同行目黒法人営業部長 平成14年10月　同行銀座法人営業第一部長 平成15年10月　当社常務執行役員 平成15年11月　当社常務執行役員企画グループ管掌 平成16年５月　当社常務執行役員企画グループ管掌兼財務経理グループ経理担当 平成17年３月　当社常務執行役員企画グループ管掌兼財務経理グループ管掌 平成17年５月　当社取締役兼常務執行役員企画グループ管掌兼財務経理グループ管掌 平成18年３月　当社取締役兼常務執行役員企画グループ管掌 平成19年３月　当社取締役兼常務執行役員最高財務責任者（CFO）財務部担当・経理部担当・リスク管理部担当・人事総務部担当 平成19年５月　当社取締役兼専務執行役員最高財務責任者（CFO）財務部担当・経理部担当・リスク管理部担当・人事総務部担当（現任）	（注）３	18

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（百株）
取　締　役		今里　賢治	昭和33年８月４日生	昭和56年４月　三洋信販株式会社入社 平成13年２月　同社事業開発部課長 平成13年５月　当社営業推進部課長 平成14年３月　当社与信管理部長 平成16年１月　当社執行役員業務グループ管掌兼与信管理部長 平成16年10月　当社執行役員業務グループ管掌兼業務グループ企画室長兼与信管理部長 平成17年１月　当社執行役員業務グループ管掌 平成18年８月　当社執行役員業務グループ管掌業務グループ企画室担当・与信管理部担当・お客様サービス部担当 平成19年２月　当社執行役員業務グループ企画室担当・与信管理部担当・お客様サービス部担当・業務グループ事務総括部担当 平成19年５月　当社取締役常務執行役員業務グループ企画室担当・与信管理部担当・お客様サービス部担当・業務グループ事務総括部担当（現任）	（注）３	16
取　締　役		雪矢　正隆	昭和31年５月８日生	昭和54年４月　伊藤忠商事株式会社入社 平成７年４月　同社大阪建設部大阪建設第二課長 平成９年４月　大阪イトーピアゴルフ株式会社出向（代表取締役副社長） 平成12年５月　伊藤忠都市開発株式会社出向 平成14年４月　伊藤忠商事株式会社金融・不動産・保険・物流部門経営企画部長代行 平成16年４月　同社金融・不動産・保険・物流部門経営企画部長兼金融・不動産・保険・物流カンパニーチーフインフォメーションオフィサー 平成18年４月　同社金融部門長兼金融投資戦略室長 平成18年５月　当社取締役（現任） 平成19年４月　伊藤忠商事株式会社金融部門長（現任）	（注）３	―
常勤監査役		草野　元彦	昭和22年10月15日生	昭和46年４月　株式会社日本不動産銀行（現　株式会社あおぞら銀行）入行 平成５年７月　同行資本市場部長 平成７年６月　同行広島支店長 平成10年８月　同行資金証券企画部長 平成10年12月　同行代表取締役副頭取 平成12年９月　あおぞらアセットマネジメント株式会社代表取締役社長 平成13年11月　当社顧問 平成13年11月　当社常務執行役員財経担当 平成14年11月　当社常務執行役員財務経理グループ管掌兼経理部長 平成16年５月　当社常勤監査役（現任）	（注）４	30

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（百株）
監　査　役		倉重　智行	昭和17年７月13日生	昭和40年４月　株式会社ブリヂストン入社 昭和57年１月　同社資金部外国為替担当課長 平成４年１月　同社資金部資本市場担当副部長 平成６年１月　ブリヂストンファイナンス株式会社代表取締役社長 平成11年12月　三洋信販株式会社入社 平成12年１月　同社常務執行役員戦略グループ財務経理部長 平成12年４月　同社常務執行役員戦略グループ経営企画部長 平成12年10月　同社専務執行役員 平成13年１月　同社専務執行役員戦略本部長兼財務経理部長兼人事総務部長 平成13年10月　同社専務執行役員戦略本部長兼財務経理部長 平成14年５月　当社監査役 平成14年６月　当社常勤監査役 平成16年５月　当社監査役（現任）	（注）４	44
監　査　役		長谷　一雄	昭和28年９月５日生	昭和55年10月　第二東京弁護士会登録 昭和60年10月　日本弁護士連合会広報室嘱託 平成５年７月　九段綜合法律特許事務所設立 平成14年10月　キャピタル・グリーン法律事務所設立 平成16年５月　当社監査役（現任）	（注）４	5
監　査　役		稲光　　孝	昭和25年６月３日生	昭和49年４月　株式会社住友銀行（現　株式会社三井住友銀行）入行 平成９年10月　同行調布駅前支店長 平成11年４月　同行審査第二部審査役 平成13年４月　ＳＭＢＣローン債権回収株式会社取締役企画本部副本部長 平成17年６月　同社取締役企画本部担当役員 平成18年４月　三洋信販株式会社執行役員グループ戦略推進担当兼グループ戦略推進部長 平成18年６月　株式会社シー・ヴィ・シー監査役（現任） 平成18年６月　三洋エンタープライズ株式会社監査役（現任） 平成18年６月　住商ポケットファイナンス株式会社監査役（現任） 平成18年６月　三洋信販債権回収株式会社監査役（現任） 平成18年６月　株式会社エージーカード監査役（現任） 平成18年９月　三洋信販株式会社執行役員グループ戦略推進担当・財務部副担当兼グループ戦略推進部長（現任） 平成19年５月　当社監査役（現任）	（注）５	―
計						279

（注）１　雪矢正隆は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２　倉重智行、長谷一雄及び稲光孝は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３　平成19年５月25日開催の定時株主総会の終結の時から１年間
４　平成16年５月21日開催の定時株主総会の終結の時から４年間
５　平成19年５月25日開催の定時株主総会の終結の時から４年間

６【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化と透明性の高い企業経営の実践を実現する上で、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であると認識しており、経営効率の向上やコンプライアンス経営を行なう為の組織や仕組みの整備に努めております。

特に、コンプライアンス経営の実践については、社会と共存し持続的な成長を果たす上で最重要の課題であると考え、取締役会をコンプライアンスに関する意思決定機関と定め、基本方針や遵守基準の策定及び見直し等、体制面での強化を図ると共に、従業員に対する定期的な教育・啓蒙活動を実施し、従業員一人ひとりのコンプライアンスマインドの醸成に努めております。

また、当社は「お客さまが主役」を経営理念に掲げ、クレジットカード事業を通じてお客さまの豊かで快適な暮らしづくりを応援していくことを経営の基本方針としており、お客さまの視点にたった独創的で利便性の高いサービス・商品の提供を実施していくと共に、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要な事項と位置付け、適切に実施しております。

(2)　会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

①　会社の機関の内容

（ｉ）　取締役会

当社の取締役会は、社外取締役１名を含む５名により構成されており、毎月１回定期的にまた必要に応じて臨時に開催しております。平成19年２月期において、取締役会は17回開催され、経営上の重要事項についての審議、決定を行いました。

（ⅱ）監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、公正性、透明性の確保に留意しております。監査役会は社外監査役３名を含む４名で構成されており、平成19年２月期において11 回開催され、監査の方針、計画及び実施状況等を審議、決定いたしました。

（ⅲ）　執行役員会

執行役員会は、常勤の取締役及び執行役員によって構成されており、取締役会の機能を補完するため、取締役会付議案件の事前協議や取締役会からの指示事項についてのフォローを行なっております。

② 会社の機関・内部統制模式図

業務執行・監視及び内部統制の仕組みについては次の模式図のとおりであります。

模式図：業務執行・監視及び内部統制の仕組み

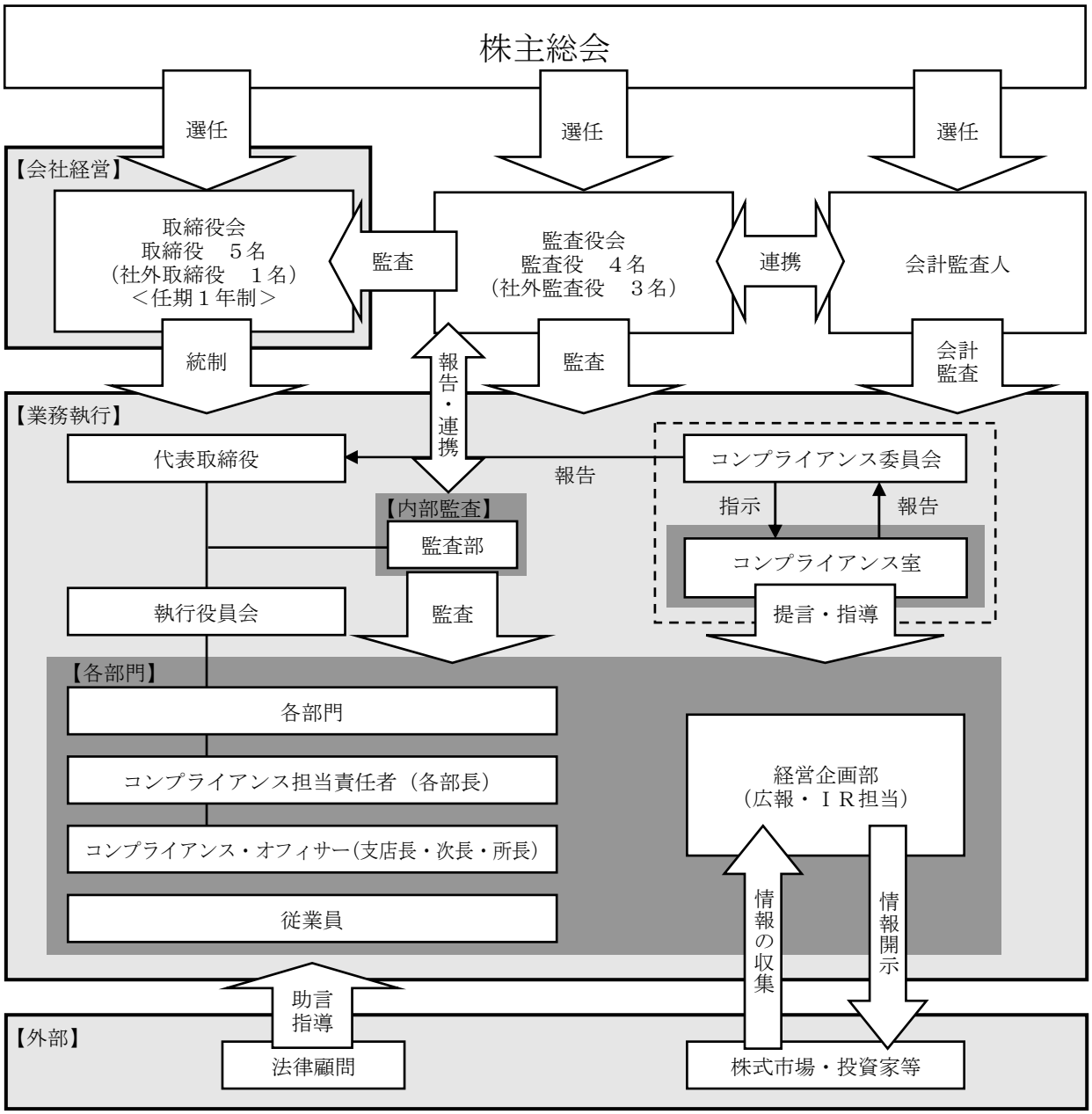

③　内部統制システム整備状況

（ⅰ）　取締役及び使用人の職務執行の法令・定款適合性確保

イ　法的リスクを評価して対応方針の決定を行い、コントロールするべき法令違反リスクとして、個人情報保護法、割賦販売法、貸金業規制法、証券取引業法、旅行業法、保険業法、銀行法等を把握している。

ロ　コンプライアンス室担当役員を統括責任者として定め、コンプライアンス室を事務局として全社的な管理及び統括を行う。加えて、各部署にコンプライアンス責任者・コンプライアンスオフィサーを置いて管理を行う。また、コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンスの重要な事案を審議し、善後策、再発防止策を講じるとともに、重大な影響を与える事案については、取締役会での報告を行う。

ハ　コンプライアンス室は、各部署からのコンプライアンス定例報告や月２回コンプライアンスデー（コンプライアンス研修）の制度化を行い、また、半期に１回営業会議や業務グループ会議等に出席し、教育・研修を行う。

ニ　従業員からのコンプライアンス相談窓口として、既存のコンプライアンスホットラインを活用する。

ホ　社内規程等（ポリシー、基本手続規定、リスクごとのガイドライン・マニュアル）を整備する。

ヘ　財務報告に係る内部統制については、会社法、証券取引法、東京証券取引所規則等との適合性を確保するため、経営企画部を中心に十分な体制を構築する。

（ⅱ）　取締役の職務執行に係る情報の保存・管理

イ　社内規程・議事録・稟議書・契約書・人事関連文書・権利証書・行政関係文書について、保存・管理を行う。

ロ　人事総務部担当役員を統括責任者とし、人事総務部を事務局部署として、取締役の職務執行に係る情報を文書管理規程等に従い、保存・管理する。

ハ　文書名・保存年限・保存部署・担当者を記した明細を作成し、保存・管理責任の所在を明確化し、連番管理・台帳管理を行う。

ニ　取締役・監査役は、保存管理された情報を文書管理規程に従い、常時閲覧することができる。

ホ　文書管理規程の改定を行い、保存すべき文書については、保存方法や台帳管理手法に関し、マニュアル化する。

（ⅲ）　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ　リスクを評価して対応方針の決定を行い、コントロールすべきリスクとして、戦略リスク、財務リスク、災害リスク、コンプライアンスリスク、業務リスクを把握している。

ロ　リスク管理部担当役員を統括責任者とし、事務局部署としてリスク管理専門部署を設置し、リスクの評価と対応を行い、全社的なリスク状況の把握を行う。

ハ　リスク管理規程に従い、リスクごとに、責任部署を明確化し、リスクコントロール及びリスクヘッジ体制を整備する。

ニ　危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。

ホ　社内規程等（基本規程、リスクごとのガイドライン・マニュアル）を整備する。

（ⅳ）　取締役の職務執行の効率性の確保

イ　取締役会は、会議を開催して、事業年度毎に中期経営計画を策定し、中期経営計画を具現化するため、毎期の業績目標・設備投資・新規事業・人的配分を決定する。

ロ　代表取締役は、執行役員制度に基づき、執行役員の職務の執行の効率性を月度で開催する執行役員会を通じ、レビューを行い、その結果に基づき、効率的な意思決定を行う。

ハ　取締役会は、会議を開催して、月次の業績に対し、コンピューターシステムを活用したデータ化された結果のレビューを定期的に行い、目標に対する評価・分析を行う。また、必要に応じて目標の修正を行う。

ニ　月次の業績に基づき、目標の修正等がなされた場合は、証券取引法及び証券取引所の開示基準に従い、ＩＲ担当部署を通じて、迅速かつ正確なディスクロージャーを行なう。

（ⅴ）　企業集団の業務の適正確保

イ　グループ全体の経営に関わる基本的な方針決定、情報共有及び情報交換のために組織される、親会社のグループ戦略推進部を事務局部署としたグループ会社各社の社長で構成される定期的な会議に参画する。

ロ　業績・経営状況に影響を及ぼす重要な事項について、適時適正な報告を親会社に行う。

ハ　情報の保存・管理、リスク管理、コンプライアンス体制について、個社ごとに管理をするが、親会社に報告を行い、親会社との間で必要に応じ、情報交換を行う。

ニ　当社監査役および監査部は、必要に応じて親会社の監査役ならびに監査部門とリスク管理、コンプライアンスについて協議を行い、それに基づき内部管理体制全般のモニタリングを行う。

ホ　上場子会社においては、親会社と親会社以外の株主の利益が相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず、取締役会で意思決定を行う。また、その決定の公正性を客観的に担保するため、取締役会には、親会社から独立した社外取締役または社外監査役を、最低１名選任する。

（vi）　監査役の補助使用人

監査役の職務を補助する使用人を置く。

（vii）　監査役の補助使用人の独立性

イ　監査役の補助使用人は、監査役の補助業務を行い、人事異動は、監査役会の承認を得るものとする。

ロ　取締役は、監査役の補助使用人が監査役の指示の下に行った業務により、当該使用人に対し不利益な取扱いをしない。

ハ　監査役の補助使用人は、他部署との兼任を禁止する。

（viii）　取締役及び使用人の監査役への報告

イ　監査役は、経営および事業遂行に関する事項について、月例で経営企画部から報告を受ける。

ロ　監査役は、コンプライアンス室が各部署から報告を受けた事案を月例で報告を受ける。

ハ　監査役は、会社に著しい損害を及ぼす虞がある事実、会社の経営等に重大な影響のある事実、コンプライアンス室が報告を受けた事案で社長に報告する等特に重大な事案、内部通報の受付事案について随時報告を受ける。

（ix）　その他監査の実効性確保

イ　執行役員会、全社部長会、全社方針説明会、全国営業会議、コンプライアンス委員会等への出席及び意見陳述の権限を有する。

ロ　取締役及び使用人に対する調査（会社の業務及び財産の状況等の調査）、会社財産の調査等の権限を有する。

ハ　監査役は、コンプライアンス室・監査部との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。

④　内部監査及び監査役監査の状況

監査役会は社外監査役３名を含む４名で構成されており、平成19年２月期において11回開催され、監査の方針、計画及び実施状況等を審議、決定いたしました。監査役は、取締役会等重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、内部監査部門である監査部及び全社のコンプライアンス体制を管理・統括するコンプライアンス室等からの報告に加え、必要に応じて、会計監査人との相互の意見・情報交換を行なうなどの連携を図り、厳正な監査を行なっております。

また、内部監査は独立組織である監査部（５名）が行っており、当社の組織運営並びに業務活動について内部統制、リスク管理等の視点から監査を実施しております。監査役との連携につきましては、毎月１回の定期報告及び必要に応じて適宜情報交換・意見交換を実施しており、監査の実効性を高めております。

⑤　会計監査の状況

会計監査人につきましては監査法人トーマツと監査契約を締結しており、業務を執行した公認会計士の氏名等につきましては、次のとおりであります。

業務を執行した 公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定社員　業務執行社員 松野　雄一郎	監査法人トーマツ
指定社員　業務執行社員 森谷　和正	監査法人トーマツ

（注）継続監査年数につきましては、全員７年以内のため記載を省略しております。

その他、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

区分	人数
公認会計士	６名
会計士補	３名
その他	９名

⑥ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役及び社外監査役と当社の間に、取引関係その他利害関係はありません。

(3) リスク管理体制の整備状況

① リスク管理体制

当社は、全社的なリスク管理体制に関する規程として「リスク管理規程」を定めており、当社を取り巻く様々なリスクに対し適切な管理・運営の実現を目指しております。

リスク管理に関する体制といたしましては、取締役会が長期的・安定的な事業運営の観点からリスク管理方針を定めると共に、リスクマネジメントに係わる基本方針の制定等を行なう機関として全執行役員からなるリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント体制全体の状況のチェックを行なっております。また、リスク管理に関する専任部署としてリスク管理部を設置し、全社的なリスク管理方針の立案、総合的なリスクの運営・管理に関する全社横断的な調整等を行なうと共に、各部ごとにリスク管理責任者・リスク管理担当者を任命し、リスクの正確な把握及び適切なコントロールを実施しております。

② コンプライアンス体制

取締役会をコンプライアンスに関する最高意思決定機関と定め、基本方針や遵守基準の策定及び見直し等を行うとともに、全執行役員からなるコンプライアンス委員会によりコンプライアンス体制全体の運営状況のチェックを行っております。また、業務全般におけるコンプライアンス状況のチェック、従業員に対する教育・啓蒙活動につきましては、専任部署であるコンプライアンス室を中心に、各部ごとにコンプライアンス責任者・コンプライアンスオフィサーを任命し、定期的な報告・研修を実施すること等により、コンプライアンス体制の強化に努めております。

(4) 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬額は次のとおりであります。

区分	支払額 （百万円）
取締役	76
（うち社外取締役）	8
監査役	24
（うち社外監査役）	10
計	101

（注）株主総会決議に基づく役員賞与及び役員退職慰労金はありません。

(5) 監査報酬の内容

当事業年度における会計監査人（監査法人トーマツ）に対する報酬額は次のとおりであります。

区分	支払額 （百万円）
公認会計士法第２条第１項に規定する業務に係る報酬	23
上記以外の報酬	0
合計	23

（注）当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制に関するセミナーについての対価を支払っております。

(6)　弁護士等その他第三者の状況

当社は、複数名の弁護士と顧問契約を結んでおり、必要に応じてその他の弁護士にも助言及び指導を受けております。

(7)　社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間の責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は社外取締役及び社外監査役の全員と、会社法第423条第１項の責任について、職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項の定める限度額としております。

なお、当社は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を会計監査人と締結しておりません。

(8)　取締役の定数及び取締役の選任決議要件について

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

(9)　剰余金の配当等の決定機関について

当社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

(10)　会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの実施状況

当社はコーポレート・ガバナンスの充実を図る上で、経営の透明性を高めることが重要であると考えており、株主、投資家をはじめとするステークホルダーに対し、迅速性、正確性、公平性を基本に、金融商品取引法等の関連法令及び上場取引所の定める適時開示規則等に則って情報開示を行っております。また、制度的開示以外にも、個人向けＩＲフェアの開催やホームページ上での情報開示の充実など、積極的なＩＲ活動を実施しております。

第５【経理の状況】

１　財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに、「クレジット産業に係る会計基準の標準化について」（通商産業省通達60産局291号）及び「信販会社の損益計算書における金融費用の表示について」（日本公認会計士協会信販・クレジット業部会部会長報告）の趣旨に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成17年３月１日から平成18年２月28日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成18年３月１日から平成19年２月28日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２　監査証明について

当社は、証券取引法第193条の２の規定に基づき、前事業年度（平成17年３月１日から平成18年２月28日まで）及び当事業年度（平成18年３月１日から平成19年２月28日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

３　連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

		第24期 平成18年２月28日			第25期 平成19年２月28日		
区分	注記番号	金額（百万円）		構成比（%）	金額（百万円）		構成比（%）
（資産の部）							
Ⅰ　流動資産							
1　現金及び預金			12,067			15,277	
2　割賦売掛金	※1		37,574			46,071	
3　営業貸付金	※2,3 7,8		118,050			135,563	
4　貯蔵品			168			253	
5　前払費用			294			304	
6　繰延税金資産			1,352			2,215	
7　未収入金			3,090			3,688	
8　預け金			173			105	
9　立替金			2,961			1,370	
10　その他			602			1,563	
貸倒引当金	※10		△6,815			△12,176	
流動資産合計			169,519	95.6		194,237	95.4
Ⅱ　固定資産							
1　有形固定資産							
(1) 建物		348			263		
減価償却累計額		△236	111		△102	160	
(2) 器具及び備品		866			794		
減価償却累計額		△561	304		△427	367	
有形固定資産合計			415	0.2		528	0.3
2　無形固定資産							
(1) ソフトウェア			1,382			4,461	
(2) 電話加入権			73			73	
(3) ソフトウェア仮勘定			951			45	
無形固定資産合計			2,407	1.4		4,581	2.2
3　投資その他の資産							
(1) 投資有価証券			1,987			620	
(2) 更生債権等	※7		3			3	
(3) 長期前払費用			291			280	
(4) 繰延税金資産			161			1,201	
(5) 差入保証金			2,410			2,076	
(6) 施設利用権			19			19	
(7) その他			49			148	
貸倒引当金			△19			△18	
投資その他の資産合計			4,903	2.8		4,331	2.1
固定資産合計			7,726	4.4		9,441	4.6
資産合計			177,246	100.0		203,678	100.0

区分	注記番号	第24期 平成18年２月28日 金額（百万円）		構成比（%）	第25期 平成19年２月28日 金額（百万円）		構成比（%）
（負債の部）							
Ⅰ　流動負債							
1　買掛金			9,685			6,983	
2　短期借入金			4,000			7,500	
3　一年以内返済予定長期借入金	※２		31,071			31,378	
4　コマーシャルペーパー			4,000			18,400	
5　一年以内償還予定社債			520			5,400	
6　未払金			2,120			2,363	
7　未払費用			511			603	
8　未払法人税等			2,514			1,172	
9　賞与引当金			143			159	
10　ポイント引当金			701			480	
11　債務保証損失引当金			358			462	
12　利息返還損失引当金			250			—	
13　その他			62			115	
流動負債合計			55,939	31.6		75,017	36.8
Ⅱ　固定負債							
1　社債			20,900			22,500	
2　長期借入金	※２		49,633			54,834	
3　退職給付引当金			237			221	
4　利息返還損失引当金			—			1,691	
固定負債合計			70,771	39.9		79,246	38.9
負債合計			126,710	71.5		154,264	75.7
（資本の部）							
Ⅰ　資本金	※５		11,268	6.3		—	—
Ⅱ　資本剰余金							
1　資本準備金		12,577			—		
2　その他資本剰余金							
自己株式処分差益		152			—		
資本剰余金合計			12,730	7.2		—	—
Ⅲ　利益剰余金							
1　利益準備金			509			—	
2　任意積立金							
(1) 特別償却準備金		148			—		
(2) 別途積立金		21,285	21,433		—	—	
3　当期未処分利益			4,750			—	
利益剰余金合計			26,693	15.1		—	—
Ⅳ　その他有価証券評価差額金			△148	△0.1		—	—
Ⅴ　自己株式	※６		△6	△0.0		—	—
資本合計			50,536	28.5		—	—
負債・資本合計			177,246	100.0		—	—

		第24期 平成18年２月28日			第25期 平成19年２月28日		
区分	注記番号	金額（百万円）		構成比（%）	金額（百万円）		構成比（%）
（純資産の部）							
Ⅰ　株主資本							
1　資本金			—	—		11,268	5.5
2　資本剰余金							
(1) 資本準備金		—			12,577		
(2) その他資本剰余金		—			152		
資本剰余金合計			—	—		12,730	6.3
3　利益剰余金							
(1) 利益準備金		—			509		
(2) その他利益剰余金							
特別償却準備金		—			98		
別途積立金		—			24,285		
繰越利益剰余金		—			2,032		
利益剰余金合計			—	—		26,925	13.2
4　自己株式			—	—		△1,299	△0.6
株主資本合計			—	—		49,625	24.4
Ⅱ　評価・換算差額等							
1　その他有価証券評価差額金			—	—		△211	△0.1
評価・換算差額等合計			—	—		△211	△0.1
純資産合計			—	—		49,414	24.3
負債純資産合計			—	—		203,678	100.0

②【損益計算書】

区分	注記番号	第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日 金額（百万円）		百分比（%）	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日 金額（百万円）		百分比（%）
Ⅰ　営業収益							
1　割賦購入あっせん収益			3,994			4,824	
2　融資収益			29,489			31,575	
3　融資代行手数料			273			166	
4　金融収益			2			17	
5　その他の収益			2,138			2,246	
営業収益合計			35,898	100.0		38,829	100.0
Ⅱ　営業費用							
1　販売費及び一般管理費							
(1) 広告宣伝費		995			778		
(2) 販売消耗品費		1,171			720		
(3) 販売手数料		3,790			3,874		
(4) ポイント引当金繰入額		211			480		
(5) 貸倒引当金繰入額		6,665			9,293		
(6) 債務保証損失引当金繰入額		351			462		
(7) 債務保証損失		—			35		
(8) 利息返還損失引当金繰入額		250			994		
(9) 役員報酬		114			110		
(10) 従業員給与賞与手当		3,273			3,304		
(11) 賞与引当金繰入額		143			159		
(12) 退職給付費用		45			39		
(13) 福利厚生費		335			380		
(14) 通勤費		126			98		
(15) 照明冷暖房費		113			123		
(16) 通信費		1,657			1,597		
(17) 情報処理料		1,094			2,140		
(18) 賃借料		409			418		
(19) 減価償却費		728			803		
(20) 租税公課		779			838		
(21) その他		3,390	25,648	71.4	3,558	30,209	77.8
2　金融費用							
(1) 支払利息		1,506			1,720		
(2) その他		412	1,919	5.4	516	2,236	5.8
営業費用合計			27,567	76.8		32,446	83.6
営業利益			8,331	23.2		6,383	16.4

		第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日			第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日		
区分	注記番号	金額（百万円）		百分比（%）	金額（百万円）		百分比（%）
Ⅲ　営業外収益							
雑収入		21	21	0.1	16	16	0.0
Ⅳ　営業外費用							
雑損失		21	21	0.1	22	22	0.0
経常利益			8,330	23.2		6,377	16.4
Ⅴ　特別利益							
1　固定資産売却益		109			—		
2　投資有価証券売却益		84			209		
3　投資有価証券受贈益		101			—		
4　その他		—	295	0.8	0	210	0.6
Ⅵ　特別損失							
1　固定資産除却売却損	※２	305			131		
2　投資有価証券評価損		0			701		
3　貯蔵品評価損		13			2		
4　貯蔵品廃棄損		55			40		
5　減損損失	※３	780			—		
6　利息返還関連費用	※４	—			3,492		
7　その他		2	1,157	3.2	2	4,371	11.3
税引前当期純利益			7,468	20.8		2,216	5.7
法人税、住民税及び事業税		3,379			2,829		
法人税等調整額		△392	2,986	8.3	△1,860	968	2.5
当期純利益			4,481	12.5		1,248	3.2
前期繰越利益			720			—	
中間配当額			451			—	
当期未処分利益			4,750			—	

③【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自　平成18年３月１日　至　平成19年２月28日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成18年２月28日　残高（百万円）	11,268	12,577	152	12,730	509	21,285	148	4,750	26,693	△6	50,685
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△1,015	△1,015		△1,015
当期純利益								1,248	1,248		1,248
特別償却準備金取崩							△49	49	—		—
別途積立金積立						3,000		△3,000	—		—
自己株式の取得										△1,292	△1,292
自己株式の処分			△0	△0						0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計（百万円）	—	—	△0	△0	—	3,000	△49	△2,717	232	△1,292	△1,059
平成19年２月28日　残高（百万円）	11,268	12,577	152	12,730	509	24,285	98	2,032	26,925	△1,299	49,625

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年２月28日　残高（百万円）	△148	△148	50,536
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,015
当期純利益			1,248
特別償却準備金取崩			—
別途積立金積立			—
自己株式の取得			△1,292
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△62	△62	△62
事業年度中の変動額合計（百万円）	△62	△62	△1,122
平成19年２月28日　残高（百万円）	△211	△211	49,414

④【キャッシュ・フロー計算書】

		第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）
Ⅰ　営業活動による キャッシュ・フロー			
1　税引前当期純利益		7,468	2,216
2　減価償却費		728	803
3　減損損失		780	—
4　貸倒引当金の増加額 （△減少額）		469	5,360
5　ポイント引当金の増加額 （△減少額）		211	△221
6　債務保証損失引当金の増加額（△減少額）		181	104
7　利息返還損失引当金の 増加額（△減少額）		250	1,441
8　退職給付引当金の増加額 （△減少額）		△35	△16
9　投資有価証券評価損		0	701
10　投資有価証券売却益		△84	△209
11　固定資産除却売却損益 （純額）		195	95
12　貯蔵品評価損		13	2
13　貯蔵品廃棄損		55	40
14　割賦売掛金の減少額 （△増加額）		△5,021	△8,496
15　営業貸付金の減少額 （△増加額）		△21,800	△17,512
16　更生債権等の減少額 （△増加額）		0	0
17　貯蔵品の減少額 （△増加額）		△17	△128
18　立替金の減少額 （△増加額）		1,039	1,590
19　仕入債務の増加額 （△減少額）		△2,404	△2,702
20　債権流動化に伴う保証金差入の減少額（△増加額）		△179	359
21　その他		△1,004	△1,406
小計		△19,154	△17,977
22　法人税等の支払額		△1,434	△4,160
営業活動による キャッシュ・フロー		△20,588	△22,137

		第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）
Ⅱ　投資活動による キャッシュ・フロー			
1　有形固定資産の取得による支出		△166	△400
2　有形固定資産の売却による収入		296	—
3　無形固定資産の取得による支出		△1,342	△2,397
4　投資有価証券の取得による支出		△11	—
5　投資有価証券の売却による収入		100	769
6　その他		△235	△162
投資活動による キャッシュ・フロー		△1,360	△2,190
Ⅲ　財務活動による キャッシュ・フロー			
1　短期借入金の純増加額（△純減少額）		△700	3,500
2　コマーシャルペーパーの純増加額（△純減少額）		4,000	14,400
3　長期借入による収入		43,280	39,670
4　長期借入金の返済による支出		△35,314	△34,163
5　社債の発行による収入		10,907	6,960
6　社債の償還による支出		△5,920	△520
7　配当金の支払額		△828	△1,015
8　自己株式の売却による収入		0	0
9　自己株式の取得による支出		△3	△1,292
財務活動による キャッシュ・フロー		15,421	27,540
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額		△1	△2
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額（△減少額）		△6,528	3,209
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高		18,595	12,067
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高		12,067	15,277

⑤【利益処分計算書】

		第24期 平成18年５月26日	
区分	注記番号	金額（百万円）	
Ⅰ　当期未処分利益			4,750
Ⅱ　任意積立金取崩額			
特別償却準備金取崩額		49	49
			4,799
Ⅲ　利益処分額			
１　配当金		512	
２　任意積立金			
(1) 別途積立金		3,000	3,512
Ⅳ　次期繰越利益			1,287

（注）１　期別欄の日付は株主総会日であります。
２　特別償却準備金は、租税特別措置法に基づく準備金であり、税効果の影響を除いた額を計上しております。
３　その他資本剰余金152百万円は、次期に繰り越すことといたしました。

重要な会計方針

項目	第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
１　有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの	決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法	同左
２　たな卸資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品	最終仕入原価法	同左
３　固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産	定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　３～22年 器具及び備品　３～20年	同左
(2) 無形固定資産	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。	同左
(3) 長期前払費用	定額法	同左
４　繰延資産の処理方法 社債発行費	支出時に全額費用として処理しております。	同左
５　引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金	金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	同左
(2) 賞与引当金	従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。	同左
(3) 退職給付引当金	従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。	同左

項目	第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
(4) 債務保証損失引当金	保証業務に係わる債務保証の損失に備えるため、当事業年度末における損失発生見込額を計上しております。	同左
(5) ポイント引当金	カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントによる費用負担に備えるため、当事業年度末における費用負担見込額を計上しております。	同左
(6) 利息返還損失引当金	利息制限法の上限金利を超過して支払われた利息の返還による損失に備えるため、当事業年度末における損失発生見込額を計上しております。 （追加情報） 従来、利息制限法の上限金利を超過して支払われた利息の返還による損失については、返還時に損失処理しておりましたが、当該返還請求の増加傾向が顕著になったことから、当事業年度より期末における損失発生見込額を計上することとしました。この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ250百万円減少しております。	利息制限法上の上限金利を超過して支払われた利息の返還による損失に備えるため、当事業年度末における損失発生見込額を計上しております。 （追加情報） 「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（平成18年10月13日　日本公認会計士協会　業種別委員会報告第37号）が公表されたことを受け、当事業年度より当該引当金の見積方法を変更いたしました。 この変更に伴い、当事業年度の期首引当金残高と変更後の見積方法により再計算した場合の期首引当金残高の差額3,492百万円を特別損失の「利息返還関連費用」に計上しております。 その結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益が34百万円減少し、税引前当期純利益が3,526百万円減少しております。 なお、利息返還損失引当金の計上対象となる返還額のうち、営業貸付金に優先的に充当されると見込まれる利息返還見積額6,527百万円については、流動資産の「貸倒引当金」に含めて計上しております。
6　収益及び費用の計上基準	収益の計上基準は次のとおりであります。 (1) 総合あっせん 顧客手数料……期日到来基準による残債方式 加盟店手数料……発生基準 (2) 個品あっせん 顧客手数料……期日到来基準による残債方式 加盟店手数料……発生基準 (3) 融資……発生基準による残債方式	 同左 同左 同左

項目	第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
	(4) 融資代行……発生基準 （注）　計上方法の主な内容は次のとおりであります。 残債方式 元本残高に対して、一定の料率で手数料を算出し、期日到来のつど手数料算出額を収益計上する方法	同左 同左
7　リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
8　ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 原則として、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ①　ヘッジ手段…金利スワップ及び為替予約 ②　ヘッジ対象…借入金及び外貨建買掛金 (3) ヘッジ方針 財務活動に係る金利変動リスクをヘッジする目的及び外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的に限定し、デリバティブ取引を行っております。 (4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。	同左

項目	第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
9　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還日の到来する短期投資からなっております。	同左
10　その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式で計上しております。但し、固定資産に係わる控除対象外消費税等は長期前払消費税等として、投資その他の資産の「その他」に計上し、５年間で均等償却を行っております。	同左

（会計処理方法の変更）

第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
（固定資産の減損に係る会計基準） 「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日））及び（固定資産の減損に係る適用指針）（企業会計基準委員会　平成15年10月31日　企業会計基準適用指針第６号）が平成16年３月31日に終了する事業年度から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。 これにより、従来の方法によった場合に比べ、税引前当期純利益が780百万円減少しております。	――――――
――――――	（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号　平成17年12月９日及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は49,414百万円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 平成18年２月28日

※１　割賦売掛金残高は次のとおりであります。

部門別	金額（百万円）
総合あっせん	37,018
個品あっせん	556
計	37,574

※２　担保に供している資産とこれに対応する債務は次のとおりであります。

（イ）担保に供している資産

営業貸付金　1,327百万円

（ロ）対応する債務

長期借入金　500百万円

（うち１年以内返済予定額）　（ 500百万円）

上記のほか、営業貸付金1,753百万円について、債権譲渡予約契約を締結しており、これに対応する債務は長期借入金1,753百万円（うち１年内返済予定額 770百万円）であります。

※３　平成18年２月末現在の流動化による営業債権の減少額は、次のとおりであります。

営業貸付金　13,172百万円

４　偶発債務

保証業務に係る保証債務残高　11,664百万円

※５　授権株式数　普通株式　79,075,000株

発行済株式総数　普通株式　30,135,222株

※６　自己株式　普通株式　5,112株

※７　営業貸付金の不良債権の状況

区分	金額（百万円）
破綻先債権	424
延滞債権	3,064
３ヶ月以上延滞債権	881
貸出条件緩和債権	3,086
合計	7,456

１　破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（以下「未収利息不計上貸付金」）のうち、破産債権、更生債権その他これらに準じる債権であります。

第25期 平成19年２月28日

※１　割賦売掛金残高は次のとおりであります。

部門別	金額（百万円）
総合あっせん	45,597
個品あっせん	474
計	46,071

※２　担保に供している資産とこれに対応する債務は次のとおりであります。

担保に供している資産とこれに対応する債務はありませんが、営業貸付金983百万円について、債権譲渡予約契約を締結しており、これに対応する債務は長期借入金983百万円（うち１年内返済予定額658百万円）であります。

※３　平成19年２月末現在の流動化による営業債権の減少額は、次のとおりであります。

営業貸付金　4,567百万円

４　偶発債務

保証業務に係る保証債務残高　17,280百万円

※５　――――

――――

※６　――――

※７　営業貸付金の不良債権の状況

区分	金額（百万円）
破綻先債権	341
延滞債権	4,490
３ヶ月以上延滞債権	1,407
貸出条件緩和債権	3,431
合計	9,671

１　破綻先債権

同左

第24期 平成18年２月28日	第25期 平成19年２月28日
２　延滞債権 未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の債権であります。 ３　３ヶ月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヶ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ４　貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。	２　延滞債権 同左 ３　３ヶ月以上延滞債権 同左 ４　貸出条件緩和債権 同左
※８　営業貸付金の貸出コミットメント 当社は、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。当該業務における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額　1,462,975百万円 貸出実行残高　130,543百万円 差引額　1,332,432百万円 なお、同契約は融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。同契約には、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由がある場合には、当社は、融資の拒絶又は利用限度額を減額することができる旨の条項がつけられております。	※８　営業貸付金の貸出コミットメント 当社は、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。当該業務における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメント総額　1,463,688百万円 貸出実行残高　139,783百万円 差引額　1,323,904百万円 なお、同契約は融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。同契約には、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由がある場合には、当社は、融資の拒絶又は利用限度額を減額することができる旨の条項がつけられております。
９　当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメント契約 当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度契約額及び貸出コミットメント総額　10,000百万円 借入実行残高　―百万円 差引額　10,000百万円	９　当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメント契約 当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度契約額及び貸出コミットメント総額　5,000百万円 借入実行残高　―百万円 差引額　5,000百万円
※10　――――	※10　貸倒引当金のうち6,527百万円は営業貸付金に優先的に充当されると見込まれる利息返還見積額であります。

（損益計算書関係）

第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
１　部門別取扱高は次のとおりであります。	１　部門別取扱高は次のとおりであります。

部門別	金額（百万円）
総合あっせん	171,763
個品あっせん	687
融資	122,966
融資代行	23,947
その他	4,492
計	323,857

部門別	金額（百万円）
総合あっせん	211,392
個品あっせん	467
融資	133,016
融資代行	14,604
その他	3,974
計	363,454

※２　固定資産除却売却損の内訳は次のとおりであります。

（固定資産除却損）

長期前払費用 （賃借権利金等）	199百万円
建物	25百万円
器具及び備品	19百万円
ソフトウェア	61百万円
小計	304百万円

（固定資産売却損）

器具及び備品	0百万円
小計	0百万円
合計	305百万円

※２　固定資産除却売却損の内訳は次のとおりであります。

（固定資産除却損）

長期前払費用 （賃借権利金等）	42百万円
建物	57百万円
器具及び備品	28百万円
ソフトウェア	1百万円
その他	0百万円
合計	131百万円

※３　減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
大阪市住之江区	賃貸用マンション	建物及び土地等
大阪市都島区	賃貸用マンション	建物及び土地等
大阪市北区	賃貸用マンション	建物及び土地等

(2) 資産のグルーピングの方法

当社は、金融サービス事業に係る資産については金融サービス事業資産グループとし、その他の事業の賃貸用不動産は個々の資産を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社設備を共用資産としてグルーピングしております。

※３　――――――

第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
(3) 減損損失の認識に至った経緯及び減損損失の金額 賃貸用不動産に区分されている上記の賃貸用マンションの時価の著しい下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額780百万円を減損損失として特別損失に計上しております。 その内訳は、土地513百万円、建物266百万円、器具及び備品0百万円であります。 (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸用不動産については正味売却価額により測定しております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等により評価しております。	
※４　――――	※４　利息返還関連費用の内訳は次のとおりであります。 利息返還損失引当金繰入額　697百万円 貸倒引当金繰入額　2,795百万円 合計　3,492百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第25期（自　平成18年３月31日　至　平成19年２月28日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	30,135,222	30,135,222	―	60,270,444

（注）発行済株式数の増加は、平成18年３月１日付で１株につき２株の割合をもって株式分割したことによるものであります。

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式(株)	5,112	1,063,653	190	1,068,575

（注）１．自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加741株、株式分割による増加5,112株及び取締役会決議による買受1,057,800株であります。

２．自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年５月26日 定時株主総会	普通株式	512	17.0	平成18年２月28日	平成18年５月29日
平成18年10月11日 取締役会	普通株式	503	8.5	平成18年８月31日	平成18年11月10日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年４月９日 取締役会	普通株式	503	利益剰余金	8.5	平成19年２月28日	平成19年５月11日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている現金及び預金勘定は一致しております。	同左

（リース取引関係）

第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引 （借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 器具及び備品 取得価額相当額　19百万円 減価償却累計額相当額　13百万円 期末残高相当額　5百万円 合計 取得価額相当額　19百万円 減価償却累計額相当額　13百万円 期末残高相当額　5百万円 (2) 未経過リース料期末残高相当額 １年内　3百万円 １年超　2百万円 合計　6百万円 (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 ・支払リース料　9百万円 ・減価償却費相当額　8百万円 ・支払利息相当額　0百万円 (4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 （減損損失について） リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引 （借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 器具及び備品 取得価額相当額　179百万円 減価償却累計額相当額　21百万円 期末残高相当額　158百万円 合計 取得価額相当額　179百万円 減価償却累計額相当額　21百万円 期末残高相当額　158百万円 (2) 未経過リース料期末残高相当額 １年内　35百万円 １年超　123百万円 合計　158百万円 (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 ・支払リース料　21百万円 ・減価償却費相当額　20百万円 ・支払利息相当額　1百万円 (4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 （減損損失について） リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

（有価証券関係）

1　その他有価証券で時価のあるもの

区分	第24期（平成18年２月28日）			第25期（平成19年２月28日）		
	取得原価（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）	取得原価（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
①　株式	27	55	27	21	50	29
②　債券	—	—	—	—	—	—
③　その他	—	—	—	—	—	—
小計	27	55	27	21	50	29
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
①　株式	848	569	△278	855	468	△386
②　債券	—	—	—	—	—	—
③　その他	—	—	—	—	—	—
小計	848	569	△278	855	468	△386
合計	876	625	△251	876	519	△357

2　前事業年度及び当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
売却額（百万円）	100	769
売却益の合計額（百万円）	84	209
売却損の合計額（百万円）	—	—

3　時価評価されていないその他有価証券

区分	第24期 （平成18年２月28日）	第25期 （平成19年２月28日）
	貸借対照表計上額（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券		
非上場株式	1,362	100
合計	1,362	100

（注）　前事業年度及び当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式について、それぞれ0百万円及び701百万円減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1　取引の状況に関する事項

第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
(1) 取引の内容 当社は、金利スワップ取引及び為替予約取引を利用しております。	(1) 取引の内容 同左
(2) 取引に対する取組方針 当社は、原則として対象となる負債を有するものに限り金利スワップ取引を利用しており、外貨決済に必要な範囲内で為替予約取引を利用しておりますが、短期的な売買差益を獲得する目的のために利用することは行わない方針であります。	(2) 取引に対する取組方針 同左
(3) 取引の利用目的 当社は、金利及び為替変動リスクの減殺及び金融費用の低減を目的としてのデリバティブ取引を行っております。	(3) 取引の利用目的 同左
(4) 取引に係るリスクの内容 当社の行っている金利スワップ取引は市場金利の変動リスクを有しており、為替予約取引は為替相場の変動リスクを有しております。なお、当社は信用度の高い国際的な金融機関等とのみデリバティブ取引を行っており、信用リスクの発生の可能性は極めて小さいと考えております。	(4) 取引に係るリスクの内容 同左
(5) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行、管理については実施権限、管理、報告方法等を定めた社内ルールに従い、財務部が決済権限者の承認を得て行っており、取引の実行と管理の各業務については内部牽制が有効に機能する体制を取っています。また取引実行後、遅滞なく担当役員に報告されています。	(5) 取引に係るリスク管理体制 同左
(6) 定量的情報の補足説明 金利スワップ取引に係る契約額等に記載の想定元本は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量または信用リスク量を示すものではありません。 また、当事業年度末における為替予約残高は172百万円であります。	(6) 定量的情報の補足説明 金利スワップ取引に係る契約額等に記載の想定元本は、この金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量または信用リスク量を示すものではありません。 また、当事業年度末における為替予約残高は105百万円であります。

2　取引の時価等に関する事項

(1) 前事業年度（平成18年２月28日現在）

該当事項はありません。

当社のデリバティブ取引はいずれもヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

(2) 当事業年度（平成19年２月28日現在）

該当事項はありません。

当社のデリバティブ取引はいずれもヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

（退職給付関係）

第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
１　採用している退職給付制度の概要 採用している退職給付の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。	１　採用している退職給付制度の概要 採用している退職給付の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。
２　退職給付債務に関する事項（平成18年２月28日現在） イ．退職給付債務　△602百万円 ロ．年金資産　436百万円 ハ．未積立退職給付債務（イ＋ロ）　△166百万円 ニ．未認識数理計算上の差異　△71百万円 ホ．貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ）　△237百万円 ヘ．退職給付引当金　△237百万円	２　退職給付債務に関する事項（平成19年２月28日現在） イ．退職給付債務　△592百万円 ロ．年金資産　452百万円 ハ．未積立退職給付債務（イ＋ロ）　△140百万円 ニ．未認識数理計算上の差異　△60百万円 ホ．貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ）　△200百万円 ヘ．前払年金費用　△20百万円 ト．退職給付引当金（ホ＋ヘ）　△221百万円
３　退職給付費用に関する事項（自　平成17年３月１日　至　平成18年２月28日） イ．勤務費用　41百万円 ロ．利息費用　8百万円 ハ．期待運用収益　△3百万円 ニ．数理計算上差異の費用処理額　△3百万円 ホ．その他退職給付費用（注）　2百万円 ヘ．退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）　45百万円 （注）その他退職給付費用は、親会社であります三洋信販株式会社からの出向者の年金掛金負担分であります。	３　退職給付費用に関する事項（自　平成18年３月１日　至　平成19年２月28日） イ．勤務費用　45百万円 ロ．利息費用　9百万円 ハ．期待運用収益　△4百万円 ニ．数理計算上差異の費用処理額　△11百万円 ホ．その他退職給付費用（注）　0百万円 ヘ．退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）　39百万円 （注）その他退職給付費用は、親会社であります三洋信販株式会社からの出向者の年金掛金負担分であります。
４　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 イ．退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ．割引率　1.5% ハ．期待運用収益率　1.0% ニ．数理計算上の差異の処理年数　5年 （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。）	４　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 イ．退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ．割引率　1.5% ハ．期待運用収益率　1.0% ニ．数理計算上の差異の処理年数　5年 （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。）

（ストック・オプション等関係）

第25期（自　平成18年３月１日　至　平成19年２月28日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第24期 平成18年２月28日	第25期 平成19年２月28日
１　繰延税金資産及び負債の主な原因別内訳	１　繰延税金資産及び負債の主な原因別内訳
(1) 流動資産	(1) 流動資産
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税等否認額　198百万円	貸倒引当金損金算入限度超過額　1,533百万円
営業債権有税償却額　545百万円	未払事業税等否認額　71百万円
賞与引当金損金算入限度超過額　58百万円	営業債権有税償却額　150百万円
ポイント引当金損金算入限度超過額　285百万円	賞与引当金損金算入限度超過額　64百万円
債務保証損失引当金損金算入限度超過額　145百万円	ポイント引当金損金算入限度超過額　195百万円
その他　118百万円	債務保証損失引当金損金算入限度超過額　187百万円
繰延税金資産合計　1,352百万円	その他　18百万円
	評価性引当額　△6百万円
	繰延税金資産合計　2,215百万円
(2) 固定資産	(2) 固定資産
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金損金算入限度超過額　93百万円	退職給付引当金損金算入限度超過額　89百万円
ゴルフ会員権評価損否認額　20百万円	利息返還損失損金算入限度超過額　688百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額　6百万円	ゴルフ会員権評価損否認額　20百万円
その他有価証券評価差額金　101百万円	貸倒引当金損金算入限度超過額　6百万円
その他　10百万円	その他有価証券評価差額金　144百万円
繰延税金資産合計　232百万円	投資有価証券評価損　285百万円
	その他　29百万円
	評価性引当額　△26百万円
	繰延税金資産合計　1,238百万円
繰延税金負債	繰延税金負債
特別償却準備金　71百万円	特別償却準備金　36百万円
繰延税金資産の純額　161百万円	繰延税金資産の純額　1,201百万円
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異要因 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため、記載を省略しております。	２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異要因 法定実効税率　40.7　% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目　0.2　% 法人税等税額控除　△0.2　% 住民税均等割等　1.6　% 評価性引当額　1.5　% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　43.8　%

【関連当事者との取引】

第24期（自　平成17年３月１日　至　平成18年２月28日）

関連当事者との取引

１　親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等（名）	事業上の関係				
親会社	三洋信販㈱	福岡市博多区	16,222	金融サービス事業	被所有 直接 46.2%	3	ＣＤ機の利用 提携	受取融資代行手数料 支払融資代行手数料 融資代行取扱高 支払代行取扱高	1 2 193 321	未払金 営業貸付金	23 12

（注）１　取引条件及び取引条件の決定方針については、一般取引先と同様の条件で決定しております。

２　取引金額には、消費税等を含んでおりません。

３　期末残高には、消費税等を含んでおりません。

第25期（自　平成18年３月１日　至　平成19年２月28日）

関連当事者との取引

１　親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等（名）	事業上の関係				
親会社	三洋信販㈱	福岡市博多区	16,268	金融サービス事業	被所有 直接 47.0%	2	ＣＤ機の利用 提携	受取融資代行手数料 支払融資代行手数料 融資代行取扱高 支払代行取扱高	1 2 119 322	未払金 営業貸付金	25 6

（注）１　取引条件及び取引条件の決定方針については、一般取引先と同様の条件で決定しております。

２　取引金額には、消費税等を含んでおりません。

３　期末残高には、消費税等を含んでおりません。

（１株当たり情報）

第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
１株当たり純資産額　1,677円　27銭	１株当たり純資産額　834円　68銭
１株当たり当期純利益金額　148円　74銭	１株当たり当期純利益金額　20円　98銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日	第25期 自　平成18年３月１日 至　平成19年２月28日
当期純利益（百万円）	4,481	1,248
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	4,481	1,248
普通株式の期中平均株式数（株）	30,130,631	59,485,279

２．株式分割について

当社は、平成18年３月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の１株当たり情報については、以下のとおりであります。

	第24期 自　平成17年３月１日 至　平成18年２月28日
１株当たり純資産額	838円　63銭
１株当たり当期純利益金額	74円　37銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

<table>
<tr><th>前事業年度
自　平成17年３月 1日
至　平成18年２月28日</th><th>当事業年度
自　平成18年３月 1日
至　平成19年２月28日</th></tr>
<tr><td>１．当社は、平成18年１月13日開催の取締役会により、下記のとおり株式の分割を決議いたしました。
(1) 分割の方法
平成18年２月28日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、平成18年３月１日をもって、１株につき２株の割合をもって分割する。
(2) 分割により増加する株式の種類
普通株式
(3) 分割により増加する株式数
30,135,222株
(4) 株式分割の日
平成18年３月１日
(5) 新株の配当起算日
平成18年３月１日
なお、前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における（1 株当たり情報）の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。
<table><tr><th>第23期
自　平成16年３月１日
至　平成17年２月28日</th><th>第24期
自　平成17年３月１日
至　平成18年２月28日</th></tr><tr><td>１株当たり純資産額
779円03銭
１株当たり当期純利益金額
61円68銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</td><td>１株当たり純資産額
838円63銭
１株当たり当期純利益金額
74円37銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</td></tr></table>
２．当社は、平成18年３月９日開催の取締役会において、商法第211条の３第１項第２号の規定に基づき、下記のとおり自己株式を買い受けることを決議いたしました。
(1) 自己株式の取得を行う理由
経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行する為。
(2) 取得の内容
① 取得する株式の種類
普通株式
② 取得する株式の総数
1,200,000株（上限）
③ 株式の取得価額の総額
1,500百万円（上限）
④ 自己株式買受けの日程
平成18年３月10日から平成18年９月11日まで</td><td>――――――</td></tr>
</table>

⑥【附属明細表】

【有価証券明細表】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券	その他有価証券	㈱ポスフール	1,000,000	449
		Mastercrd Incorporated	43,009	42
		ファミマクレジット㈱	14,900	43
		住友信託銀行㈱	30,000	40
		㈱シー・アイ・シー	45	15
		㈱トマト銀行	39,000	10
		㈱四国銀行	20,000	9
		㈱熊本ファミリー銀行	30,000	6
		沖電気工業㈱	20,000	4
		小計	1,196,954	620
計			1,196,954	620

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	348	100	184	263	102	27	160
器具及び備品	866	235	306	794	427	144	367
有形固定資産計	1,214	335	491	1,058	529	171	528
無形固定資産							
ソフトウェア	4,341	3,706	58	7,990	3,529	626	4,461
電話加入権	73	0	—	73	—	—	73
ソフトウェア仮勘定	951	2,787	3,692	45	—	—	45
無形固定資産計	5,366	6,494	3,751	8,110	3,529	626	4,581
長期前払費用	313	146	154	305	24	5	280
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

（注）　ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の増加は、新基幹システムの開発及び債権管理システムの追加開発によるものであります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高（百万円）	当期末残高（百万円）	利率	担保	償還期限
第７回無担保普通社債	平成16年３月26日	520 (320)	200 (200)	年0.62%	無担保	平成19年３月26日
第８回無担保普通社債	平成16年７月８日	5,000 (—)	5,000 (5,000)	年1.29%	無担保	平成19年７月６日
第９回無担保普通社債	平成16年11月10日	5,000 (—)	5,000 (—)	年1.41%	無担保	平成21年11月10日
第10回無担保普通社債	平成17年３月31日	900 (200)	700 (200)	年0.81%	無担保	平成22年３月31日
第11回無担保普通社債	平成17年５月26日	5,000 (—)	5,000 (—)	年0.73%	無担保	平成20年５月26日
第12回無担保普通社債	平成17年11月10日	5,000 (—)	5,000 (—)	年1.35%	無担保	平成22年11月10日
第13回無担保普通社債	平成18年11月９日	—	7,000 (—)	年2.41%	無担保	平成21年11月９日
合計	—	21,420 (520)	27,900 (5,400)	—	—	—

（注）１　「当期末残高」欄の（内書）は、一年以内償還予定額であります。

２　貸借対照表日後５年内における償還予定額は次のとおりであります。

１年以内（百万円）	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）
5,400	5,200	12,200	5,100	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	4,000	7,500	1.59	—
１年以内に返済予定の長期借入金	31,071	31,378	1.96	—
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	49,633	54,834	2.03	平成20年～平成24年
その他の有利子負債 コマーシャルペーパー（１年以内）	4,000	18,400	0.94	—
合計	88,705	112,112	—	—

（注）１　平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

２　長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）
長期借入金	22,787	16,521	11,775	3,748

【引当金明細表】

区分	前期末残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（目的使用）（百万円）	当期減少額（その他）（百万円）	当期末残高（百万円）
貸倒引当金	6,834	12,176	6,815	0	12,194
賞与引当金	143	159	143	―	159
ポイント引当金	701	480	701	―	480
債務保証損失引当金	358	462	358	―	462
利息返還損失引当金	250	1,691	250	―	1,691

（注）　貸倒引当金の当期減少額「その他」　0百万円は、回収による取崩額であります。

(2)　【主な資産及び負債の内容】

a　流動資産

イ　現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	953
預金の種類	
当座預金	2,664
普通預金	10,761
郵便貯金	893
別段預金	4
小計	14,323
計	15,277

ロ　割賦売掛金

（イ）相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
一般消費者	46,071
計	46,071

（注）　相手先の一般消費者については、１件当たりの金額は僅少であるため、相手先別内訳の記載は省略しております。

（ロ）滞留状況

部門	前期繰越高（百万円） (A)	当期発生高（百万円） (B)	当期回収高（百万円） (C)	当期貸倒償却額（百万円） (D)	次期繰越高（百万円） (E)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)}$	回転率（回） $\frac{(B)}{1/2\ (A+E)}$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(E)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
総合あっせん	37,018	211,392	202,364	448	45,597	81.5	5.1	71.3
個品あっせん	556	467	543	6	474	53.1	0.9	402.5
計	37,574	211,859	202,908	454	46,071	81.3	5.1	72.1

ハ　営業貸付金

（イ）相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
一般消費者	135,222
ＵＦＪニコス㈱	120
イオンクレジットサービス㈱	34
㈱オーエムシーカード	20
㈱オリエントコーポレーション	18
㈱ジェーシービー	17
㈱ジャックス	12
㈱クレディセゾン	12
三井住友カード㈱	11
㈱ライフ	10
GEコンシューマー・ファイナンス㈱	8
その他	72
計	135,563

（注）１　相手先のうち一般消費者については、１件当たりの金額は僅少であるため、相手先別内訳の記載は省略しております。

２　ＵＦＪニコス㈱は、平成19年４月１日付で㈱ディーシーカードと合併し三菱ＵＦＪニコス㈱となりました。

（ロ）滞留状況

前期繰越高（百万円） (A)	当期発生高（百万円） (B)	当期回収高（百万円） (C)	他勘定振替額（百万円） (D)	当期貸倒償却額（百万円） (E)	次期繰越高（百万円） (F)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)}$	回転率（回） $\frac{(B)}{1/2\ (A+F)}$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(F)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
131,223	147,621	132,900	—	5,812	140,131	47.7	1.1	335.5

（注）　前期繰越高及び次期繰越高には、キャッシング債権流動化によりオフバランスとなった営業貸付金がそれぞれ13,172百万円及び4,567百万円含まれております。

ニ　貯蔵品

内容	金額（百万円）
未発行カード	151
商品券	73
その他	28
計	253

b　負債の部

イ　買掛金

相手先	金額（百万円）
伊藤忠エネクス㈱	1,050
㈱ポスフール	670
㈱マイカル	465
さくら野東北㈱	374
㈱サンリブ	309
コーナン商事㈱	249
㈱さくら野百貨店	149
㈱ホープタウン	30
その他	3,683
計	6,983

ロ　コマーシャルペーパー

返済期限	金額（百万円）
平成19年３月	16,000
５月	2,400
計	18,400

(3)　【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	３月１日から２月末日まで
定時株主総会	５月中
基準日	２月末日
株券の種類	10,000株券1,000株券及び100株券の３種類
剰余金の配当の基準日	２月末日 ８月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番４号 住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜４丁目５番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社　本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番４号 住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜４丁目５番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社　本店及び全国各支店
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載ＵＲＬ（http:/www.pocketcard.co.jp/pr）
株主に対する特典	毎年２月末日現在及び８月31日現在の株主名簿に記載されたカードホルダーである株主に対し、保有株式数に応じてポケットポイントを贈呈。

（注）　当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第２項各号に掲げる権利、会社法第166条第１項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、証券取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書及びその添付書類	事業年度（第24期）	自	平成17年３月１日	平成18年５月29日
			至	平成18年２月28日	関東財務局長に提出。
(2)	有価証券報告書の訂正報告書	平成18年５月29日に提出の有価証券報告書に係る訂正報告書			平成18年６月15日 関東財務局長に提出。
(3)	半期報告書	事業年度（第25期中）	自	平成18年３月１日	平成18年11月13日
			至	平成18年８月31日	関東財務局長に提出。
(4)	発行登録書	（株券、社債券等）			平成18年６月７日 関東財務局長に提出。
(5)	発行登録追補書類及びその添付書類	（株券、社債券等）			平成18年10月30日 関東財務局長に提出。
(6)	訂正発行登録書	（社債）			平成18年６月15日 平成18年11月13日 関東財務局長に提出。
(7)	自己株券買付状況報告書	（報告期間）	自	平成18年３月１日	平成18年４月14日
			至	平成18年３月31日	関東財務局長に提出。
		（報告期間）	自	平成18年４月１日	平成18年５月15日
			至	平成18年４月30日	関東財務局長に提出。
		（報告期間）	自	平成18年５月１日	平成18年６月13日
			至	平成18年５月31日	関東財務局長に提出。
		（報告期間）	自	平成18年６月１日	平成18年７月11日
			至	平成18年６月30日	関東財務局長に提出。
		（報告期間）	自	平成18年７月１日	平成18年８月８日
			至	平成18年７月31日	関東財務局長に提出。
		（報告期間）	自	平成18年８月１日	平成18年９月13日
			至	平成18年８月31日	関東財務局長に提出。
		（報告期間）	自	平成18年９月１日	平成18年10月12日
			至	平成18年９月30日	関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成１８年５月２６日

ポケットカード株式会社

取　締　役　会　御中

監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松野　雄一郎　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　森谷　和正　印

当監査法人は、証券取引法第１９３条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポケットカード株式会社の平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポケットカード株式会社の平成18年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第２条第２項の業務を継続的に行っている。

以　上

（注）　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成１９年５月２５日

ポケットカード株式会社

取　締　役　会　御中

監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松野　雄一郎　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　森谷　和正　印

当監査法人は、証券取引法第１９３条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポケットカード株式会社の平成１８年３月１日から平成１９年２月２８日までの第２５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポケットカード株式会社の平成１９年２月２８日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。